

Smile

くらしの便利帳 2020



聖籠町のイメージキャラクター
緑丸・百合若・はなちゃん

聖籠町

INDEX

町議会・広報・広聴 P1

議会のしくみ
議会の傍聴
請願・陳情の提出
議会広報の発行
広報せいろう
「町政ポスト」制度
町長とのふれあいトーク

届出と証明 P2~4

戸籍に関する届出
住民異動に関する届出
戸籍や住民記録に関する証明
印鑑登録
旅券（パスポート）申請

税金 P5~7

町税
町民税・県民税（個人）
固定資産税
国税・県税
軽自動車税
町税の納付
税に関する証明および閲覧
会計室窓口

国民健康保険 P8

介護保険 P9~12

福祉 P13~17

障がいのあるひとのための福祉
高齢者のための福祉
民生委員・児童委員
社会福祉協議会

生活環境 P18~23

ごみの出し方・分け方
犬の飼い方
し尿処理
公害の苦情
防犯
交通事故に備えて
もしもに備えて
上水道
下水道
除雪
町営住宅、東山団地の入居案内
緑化推進事業
木造住宅の耐震補助制度
住宅建設資金貸付制度
消費生活相談

農業・商業 P24~25

農地
農業・林業
商業
ふれあい農園
交流館『杜』

生涯学習 P26~28

皆さんの生涯学習をサポートします
生涯学習－主な活動
図書館

人生すくすくガイド

P29~39

妊娠から赤ちゃん誕生まで

妊婦さんのために
赤ちゃんが生まれたら

子どものために

予防接種

入園・入学案内

保育園
こども園（幼稚園）
小・中学校
就学援助制度
給食の実施
教育、子どもに関する相談
育英資金貸与制度

児童クラブ・児童館

児童クラブ
児童館

大人になったら

成人式
国民年金
大人の保健・健康づくり

60歳になったら

国民年金の受給
後期高齢者医療制度
敬老会
シルバー人材センター

町議会・広報・広聴

町議会

議会事務局 Tel.0254-27-1967

議会のしくみ

議会は、町行政の方向を決める意思決定機関です。議会は、選挙によって選ばれた議員 14 人で構成されています。年 4 回の定例会と、必要に応じて開かれる臨時議会を通じて予算・条例などを審議し、議決機関としての機能を果たしています。そして、本会議の予備審査機関として、総務文教・厚生産業・広報広聴の 3 つの常任委員会が置かれ、議員はいずれかの常任委員会に所属し活動しています。このほかにも、必要に応じて特別委員会を設けることができます。

議会の傍聴

本会議は一般公開されており、入場する際に記名していただくだけで自由に傍聴できます。定例会は 3 月・6 月・9 月・12 月の年 4 回開催されます。議員活動や施政方針などをぜひ直接見聞きしてください。傍聴席の定員は 50 人ですので、団体で傍聴を希望するときはあらかじめ議会事務局へご連絡ください。また、議会の様子はラジオ「エフエムしばた」でも放送しています。

なお、傍聴できなかった方のために、図書館と保健センター、診療所に議事録を置いています。町ホームページからもご覧いただけます。

請願・陳情の提出

町民の皆さんは、町への要望などを請願・陳情として議長あてに提出することができます。請願は議員の紹介が必要で、定例会で審議されます。採択されると、その実現を求め、町長などに送付します。請願・陳情は、定例会の会期日程などを協議する議会運営委員会の会議前日までに受け付けされたものについては、その定例会で審議されますので、早めに提出してください。

議会広報の発行

議会の様子や各常任委員会の活動報告などをまとめ、年 4 回発行し全戸配布しています。議会に関する意見・要望をお待ちしています。

広報・広聴

総務課 Tel.0254-27-1957

広報せいろう

毎月 1 日をめぐりに各集落区長をとおして皆さんの家庭にお届けしています。また、毎月 15 日をめぐりに「お知らせ号」を発行しています。

「町政ポスト」制度

町政に対する要望、苦情、相談ごとなどを、町民の皆さんから寄せていただくために設けられたハガキによる広聴制度です。寄せられたハガキは町長が目を通し、担当課で検討し回答します。よりよい町づくりのために、皆さんのご意見をお寄せください。なお、町政ポストへいただいたご意見などへの回答は、原則として住所・氏名が明記された投稿に限らせていただきますので、ご理解ください。

町政ポスト用の専用はがきは役場、保健センター、診療所、町民会館、図書館に設置しています。また、年 4 回広報せいろうに折り込み、全世帯に配布しています。

町長とのふれあいトーク

町長を交えて、聖籠町の町づくりに対する思いを語り合うという広聴事業です。希望される町民団体（グループ）は自主的に計画を立て総務課へお申し込みください。

届出と証明

届出と証明

町民課 Tel.0254-27-1952

戸籍に関する届け出

戸籍は、個人の身分関係（出生・婚姻など）を公簿上明らかにしておくもので、夫婦や親子などの関係を公証する大切なものです。その届出の方法などは、次のとおりです。

こんなときは	下記の届け出を	いつまでに	持参するもの（詳しくはお問い合わせください）
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日から 14日以内（生まれた日を含む）	・出生届書（医師、助産婦の証明済みのもの） ※出生届書の用紙は各産院に備えてあります。 ・届出人（父または母）の印鑑 ・母子健康手帳 ・健康保険証 ・振込先がわかるもの（通帳など）
家族が死亡したとき	死亡届	死亡した日から 7日以内	・死亡届書 ・印鑑 ※以下は該当するもののみ ・国民健康保険証（国保） ・後期高齢者医療保険証（後期高齢） ・印鑑登録証（手帳） ・年金証書 など
結婚するとき	婚姻届	届けた日から 効力を生ずる	・届書（証人2人の署名、押印のあるもの） ・届出人の印鑑 ・戸籍謄本（聖籠町に本籍がない方のみ）
離婚するとき	離婚届		
離婚後も氏を変えたくないとき	離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届出）	離婚届と同時に離婚後3か月以内	・届書 ・届出人の印鑑 ・戸籍謄本（聖籠町に本籍がない方のみ）
養子縁組するとき	養子縁組届	届けた日から 効力を生ずる	・届出書（証人2人の署名、押印のあるもの） ・届出人（養親、養子または法定代理人）の印鑑 ・戸籍謄本（聖籠町に本籍がない方のみ） ・家庭裁判所の許可書（未成年の子を養子とするとき）
養子離縁するとき	養子離縁届		
本籍地を変更したいとき	転籍届	届けた日から 効力を生ずる	・届書 ・届出人の印鑑 ・戸籍謄本
婚姻届、離婚届などで本人の意思に基づかない届出がされるおそれがあるとき	不受理申出	届けた日から 効力を生ずる	・届書 ・届出人の印鑑

※届出は、休日・時間外でも宿直代行人（庁舎東口の宿直室に在室）が受け付けます。ただし、死亡届出以外の届出を休日・時間外に出す場合には、あらかじめ町民課にご相談ください。提出する人は、届出人以外でも構いません。

※婚姻・協議離婚・養子縁組・協議離縁の4種類の創設的届出（届出をすることにより、はじめて身分関係に変動を及ぼす届出）に際しては、戸籍の当事者や代理の方を問わず、届出を持参した人すべてについて本人であることの確認を行います。確認の方法は、運転免許証やパスポート、各種資格証明書など顔写真入りの官公署発行の身分証明書を提示していただきます。身分証明書をお持ちでない方や忘れた場合も届出をすることができますが、この場合は本人確認ができなかった届出人本人に対し届出があったことを郵便でお知らせします。（代理の方が届出をお持ちになった場合も郵便で当事者にお知らせします。）

住民異動に関する届出

転入届・転居届・転出届・世帯主変更届などをいいます。

これらの届出は、住居関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、児童手当の受給、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑登録など、日常生活と密接な関係があります。

※届出の際には、本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください。

こんなとき	下記の届出	いつ	届出人	持参するもの		
				国民健康保険証	転出証明書	個人番号カードまたは通知カード
聖籠町に転入したとき	転入届	転入の日から14日以内	本人または同一世帯員 ※それ以外の方が代理で届け出る場合、委任状が必要です。	○	○	○
町内で住所を移すとき	転居届	転居の日から14日以内		○		○
町外へ住所を移すとき	転出届	転出の日の前後14日以内		○	届出時交付	
世帯主を変更するとき	世帯主変更届	変更した日から14日以内		○		

戸籍や住民記録に関する証明

戸籍および住民票などの申請方法と手数料は以下のとおりです。

※すべての証明発行に際して本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カードなど）を提示いただき、本人確認をします。また、本人等ではなく代理人が来庁し交付を受ける場合、委任状が必要です。

種類	手数料	摘要
戸籍謄本・抄本	1通 450円	<ul style="list-style-type: none"> ・謄本は、戸籍に記載されている人（除籍された方も含む）全員分の写し。 ・抄本は、戸籍に記載されている人のうち必要とする方のみの分の写し。 ・除籍とは、全員が除かれた戸籍。原戸籍とは、法令で改正される前の戸籍。 ※戸籍に記載の本人等（配偶者、父母、子など直系親族）や正当な利害関係を有する人などが請求できます。
除籍謄本・抄本 原戸籍謄本・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍原本に記載されている事項の証明。 ・申請のとき必要なもの①利用目的のわかる書類※使途により制限があります。
戸籍届出受理証明書	1通 350円	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の届出が受理されたことの証明。 ※届出を聖籠町に提出した場合にのみ交付できます。※請求者には制限があります。
身分証明書	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ・禁治産・準禁治産・破産の通知および後見登記の有無についての証明。 ・本籍が聖籠町にある人のみ交付できます。※請求者には制限があります。
戸籍の附票	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍に付随し、住所の履歴を証明するもの。 ・本籍が聖籠町にある期間の住所のみ証明できます。 ・本人のほか配偶者・父母・子など直系親族が請求できます。
住民票の写し	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員または必要な人の住民票を写したもの。 ・本人または同一世帯員が請求できます。
広域住民票の写し	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> ・聖籠町以外に住所がある世帯の全員または必要な人の住民票を写したもの。 ・本籍は表示されません。 ・申請のとき必要なもの①写真付きの公的な身分証明書②請求者の印鑑
住民票の記載事項証明書	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票に記載されている事項を証明するもの。 ・申請のとき必要なもの①証明が必要な書類（ハガキなど）②請求者の印鑑 ・本人または同一世帯員に証明します。
住民票コード通知書	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人ひとりについている番号（マイナンバーとは異なります）。 ・本人または同一世帯員が請求できます。
転出証明書	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・聖籠町からほかの市区町村へ住所を移す際に必要です。 ・本人または同一世帯員が請求できます。
通知カードの再交付手数料	1通 500円	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー（個人番号）を証明する書類 ・申請のときに必要なもの①申請者の印鑑②本人確認書類（運転免許証など写真付き公的身分証明書は1点、お持ちでない方は2点） ※通知カードは、平成27年11月より、すべての世帯あてに送付されています。 ※交付には、申請から概ね1か月程度かかります。お急ぎの場合は、マイナンバーの記載された住民票を取得してください。
個人番号カードの交付手数料	初回 無料	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー（個人番号）を証明し、公的身分証明書としても利用可能な写真付カード ・初回申請は郵送もしくはオンライン（スマートフォン・パソコン）でできます。 ・申請書は通知カードについているほか役場町民課でもお渡しできます。 ※交付には、申請から概ね1か月程度かかります。
個人番号カードの再交付手数料	1通 800円	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失による再交付は、役場町民課で受け付けます。 ・個人番号カードを紛失した場合は、役場町民課もしくはマイナンバー総合フリーダイヤル（TEL0120-95-0178）まで連絡し、利用一時停止の依頼をしてください。 ※交付には、申請から概ね1か月程度かかります。
電子証明書の再発行手数料	1件 200円	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用した電子申請（e-Taxなど）を安全に行うための電子証明書 ・個人番号カードの再交付に伴う場合、手数料がかかります。

■戸籍、住民票、転出証明書の郵送請求

申請書（町ホームページにあります）に必要事項を記入し、本人確認書類の写し、手数料分の定額小為替、切手を貼付した返信用封筒などを同封して申請してください。請求できる人は上の一覧表のとおりです。

■電話予約による住民票の休日交付

開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間、電話で住民票の予約ができます。その際、氏名・住所・生年月日などを聞き取りします。予約した住民票は土曜日・日曜日の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯に役場東口の宿直室でお受け取りください。その際、本人確認書類の提示が必要です。

印鑑登録

■登録できる人

聖籠町に住民登録のある人。

※15歳未満の人、成年被後見人はできません。

■登録できる印鑑

姓名、姓または名のみ、姓名の一部を組み合わせた印鑑。

登録できる印鑑はひとり一個です。ほかの人が登録しているものは登録できません。

大量生産の印など、登録できない印鑑もありますので、窓口にご確認ください。

■登録方法

印鑑登録をすると、印鑑登録証を発行します。

●本人が申請に来る場合

- ・登録する印鑑
- ・顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証、パスポートなど）

以上をご持参のうえ、本人が窓口で申請してください。

印鑑登録証および印鑑登録証明書を即時交付できます。

●代理人が申請に来る場合

※この場合、印鑑登録証の即日発行はできません。

- ・本人の記入した委任状
- ・代理人の印鑑
- ・登録する印鑑

以上をご持参のうえ、窓口で申請してください。

本人あてに登録の意思を照会する文書を郵送します。回答書と印鑑を持参し、再度来庁して登録できます。

■印鑑登録証明書が必要なとき

- ・印鑑登録証
- ・本人確認書類
- ・1件200円

※登録印をお持ちいただいても、印鑑登録証の提示がなければ証明書は交付できません。

■印鑑登録証をなくしたとき

- ・本人確認書類
- ・登録している印鑑

以上をご持参のうえ、窓口で亡失届をしてください。

登録証が必要な場合は、再度印鑑登録をしていただきます。

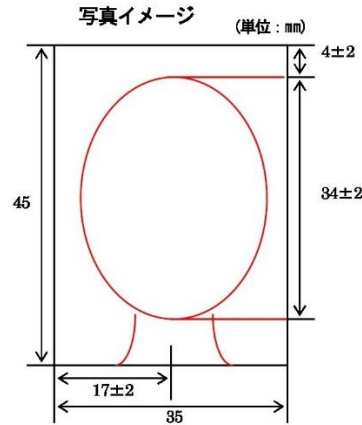


旅券（パスポート）申請

■申請できる人

聖籠町に現住所（住民登録）のある人。ただし、一時的に町内に居住する学生などが申請することもできます。

■申請に必要な書類



- ・戸籍謄本または抄本 1通
- ※有効期間内の旅券を切り替える場合で氏名・本籍（都道府県名）に変更のない方は省略できます。
- ・写真 1枚
- ※申請日前6か月以内に撮影されたもの。

※受理できない写真もありますので、パスポート用の写真を撮れる写真店での撮影をおすすめします。

・前回取得した旅券

有効期間内の旅券をお持ちの方は、有効旅券の提出がないと申請できません。

・20歳未満の方は、法定代理人の署名または同意書

・本人が確認できる書類

①1点必要なもの	運転免許証、有効な日本国旅券、失効旅券（有効期限から6か月以内のもの）、マイナンバーカード など	
②2点必要なもの ※イ+イまたはイ+ロの組み合わせのみ。 ロ+ロは不可です。	イ	健康保険証、国民年金証書（手帳）、厚生年金証書（手帳）、介護保険被保険者証、印鑑登録証明書と実印、母子健康手帳（小学生以下に限る）など
	ロ	次のうち写真のあるもの 学生証、失効旅券（有効期限から6か月を過ぎたもの）など

■旅券の交付

申請から交付までの日数は、原則として土日祝日を除いた10日間です。

旅券はご本人が受け取りにおいでください。受け取らずに6か月経過すると、旅券は失効します。

■旅券発行手数料（受け取るときに支払います）

種類	金額	収入印紙 (郵便局で購入)	新潟県収入証紙 (役場で購入)	合計
10年		14,000円	2,000円	16,000円
5年(12歳以上)		9,000円	2,000円	11,000円
5年(12歳未満)		4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更		4,000円	2,000円	6,000円

税金

税金

税務課 TEL0254-27-1956

町税

主な町税の納税義務者、税額などをご案内します。

種類	納税義務者	納額																									
個人町民税	1月1日現在で、町内に住所がある人	均等割 5,000 円（町民税 3,500 円、県民税 1,500 円） + 所得割（前年の所得に応じた税額）																									
	町内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷のある人	均等割 5,000 円（町民税 3,500 円、県民税 1,500 円）																									
法人町民税	町内に事務所等がある法人	均等割 + 法人税割 ※法人税割は、法人税額の 100 分の 12.1																									
	町内に寮等がある法人で町内に事務所等がないもの	均等割																									
	町内に事務所、寮等がある法人でない社団または財団で、代表者等を定めてあるもの（収益事業を行うものを除く）	均等割																									
固定資産税	1月1日現在で、町内に土地や家屋、償却資産を持っている人	課税標準額の 100 分の 1.4 ※土地、家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計額が土地 30 万円、家屋 20 万円・償却資産 150 万円未満のときは免税																									
軽自動車税	4月1日現在で、町内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を持っている人	① 2輪車・小型特殊自動車の税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50 cc以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 cc超～90cc 以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90 cc超～125 cc以下</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td>2輪の軽自動車</td> <td>125 cc超～250 cc以下</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250 cc超</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率（年額）	原動機付自転車	50 cc以下	2,000 円	50 cc超～90cc 以下	2,000 円	90 cc超～125 cc以下	2,400 円	ミニカー	3,700 円	2輪の軽自動車	125 cc超～250 cc以下	3,600 円	2輪の小型自動車	250 cc超	6,000 円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円	雪上車	3,600 円	その他	5,900 円	
		車種	税率（年額）																								
原動機付自転車	50 cc以下	2,000 円																									
	50 cc超～90cc 以下	2,000 円																									
	90 cc超～125 cc以下	2,400 円																									
	ミニカー	3,700 円																									
2輪の軽自動車	125 cc超～250 cc以下	3,600 円																									
2輪の小型自動車	250 cc超	6,000 円																									
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円																									
	雪上車	3,600 円																									
	その他	5,900 円																									
② 3輪・4輪の軽自動車の税率 (1) 平成 27 年 3 月 31 日までに最初の登録をした車両については、これまでの税率に変更はありません。 ※ただし、(3)に該当する可能性があります。 (2) 平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の登録をした車両については下表(2)の税率が適用されます。 (3) 最初の登録をした月から起算して 13 年を超える車両については、翌年度より下表(3)が適用されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th colspan="3">税率（年額）</th> </tr> <tr> <th>(1) 平成 27 年 3 月 31 日までに最初の登録をした車両</th> <th>(2) 平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の登録をした車両</th> <th>(3) 最初の登録から 13 年が経過した車両（重課税率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4輪乗用（自家用）</td> <td>7,200 円</td> <td>10,800 円</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>4輪乗用（営業用）</td> <td>5,500 円</td> <td>6,900 円</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>4輪貨物（自家用）</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>4輪貨物（営業用）</td> <td>3,000 円</td> <td>3,800 円</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> <td>4,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率（年額）			(1) 平成 27 年 3 月 31 日までに最初の登録をした車両	(2) 平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の登録をした車両	(3) 最初の登録から 13 年が経過した車両（重課税率）	4輪乗用（自家用）	7,200 円	10,800 円	12,900 円	4輪乗用（営業用）	5,500 円	6,900 円	8,200 円	4輪貨物（自家用）	4,000 円	5,000 円	6,000 円	4輪貨物（営業用）	3,000 円	3,800 円	4,500 円	三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
車種		税率（年額）																									
	(1) 平成 27 年 3 月 31 日までに最初の登録をした車両	(2) 平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の登録をした車両	(3) 最初の登録から 13 年が経過した車両（重課税率）																								
4輪乗用（自家用）	7,200 円	10,800 円	12,900 円																								
4輪乗用（営業用）	5,500 円	6,900 円	8,200 円																								
4輪貨物（自家用）	4,000 円	5,000 円	6,000 円																								
4輪貨物（営業用）	3,000 円	3,800 円	4,500 円																								
三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円																								

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引車については、(3)の重課税率の対象外となります。

町民税・県民税（個人）

■町では、個人から提出された申告書をもとに町・県民税を決定します。

申告書は所得・課税・納税の各種証明の発行の資料となるほか、児童扶養手当などの受給資格の判定や国民健康保険税・保育料などの算定の資料となりますので、必ず期限までに申告しましょう。

申告期間は通常、2月16日から3月15日までです。なお、次に該当する人は申告が不要です。

- ・所得税の確定申告をした人
- ・給与所得だけで勤務先から「給与支払報告書」（源泉徴収票と同じ内容のもの）が町に提出されている人
- ・収入がなく配偶者控除や扶養控除の対象となっている人

■町・県民税が課税されない人

〈1〉均等割も所得割もかからない人

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障がい者・未成年者・寡婦（寡夫）で、前年中の所得金額が125万円以下であった人

※所得金額とは収入金額から必要経費を控除した額のことです。なお、給与所得者については給与所得控除後の金額となります。

※その他一定の所得要件以下の場合は、均等割も所得割もかかりません。

固定資産税

■新築の一般住宅やアパートなどで、次の要件に該当する場合は、それぞれの割合で一定期間税金が安くなります。

要件	減額される税額	減額期間
<ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅や併用住宅であること。（併用住宅については、居住用の割合が2分の1以上のものに限られます。） ・居住用に供する部分の床面積が50㎡以上280㎡以下（貸家住宅は専有部分の床面積+持分で案分した共有部分の面積が40㎡以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・120㎡以下の場合 税額の1/2 ・120㎡を超え280㎡以下の場合 120㎡相当分の税額の1/2 	<ul style="list-style-type: none"> 新築後3年度分（3階以上の中高層耐火住宅等は5年） 長期優良住宅は5年度分

※減額期間に増築や車庫などの付属建物を建て、居住関係床面積が280㎡を超えると適用がなくなります。

※この要件で判定される家屋は、平成17年1月2日以降に新築されたものです。

また、住宅の敷地として使用される土地については次のとおり課税標準が軽減されます。

- 〈1〉200㎡までの住宅用地(小規模住宅用地)
 ……1/6の額
- 〈2〉200㎡を超える住宅用地(一般住宅用地)
 ……1/3の額

固定資産税担当からのお願い

建物を取り壊した場合には、税務課へ建物の「滅失届」をしてください。ただし、「建物滅失登記」をした人は必要ありません。

国税・県税

■国税には、所得税・法人税・相続税・消費税・贈与税・酒税などがあり、窓口は新発田税務署です。（Tel.0254-22-3161）

税金の種類	新発田税務署の窓口
所得税・消費税(個人事業者)	個人課税第一部門
相続税・贈与税	資産課税部門
法人税・消費税(法人事業者)	法人課税第一部門
酒税	酒類指導官

※お電話での回答が困難な場合、関係書類をご持参のうえご相談いただけますが、その場合は事前に電話にて相談日時をご予約くださるようお願いいたします。

■県税としては、個人県民税・不動産取得税・自動車税などがあります。

新発田地域振興局県税部（Tel.0254-22-5106）が窓口になります。

軽自動車税

軽自動車やバイクを取得したとき、住所を変更したとき、廃車したときは下記のところで早めに手続きをしてください。

■役場税務課

車種	事由	持参するもの			
		印鑑	標識交付証明書	ナンバープレート	統認簿
・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車	新規取得	○			○
	町内名義変更	◎	○ (旧所有者)		
	転入	○			○
	廃車・転出	○	○	○	

※◎印は新・旧所有者の両方必要です。

※廃車時にナンバープレートを持参してください。紛失などにより返納が無かった場合、100円のき損料をお支払いいただきます。

車種	取扱場所
2輪の軽自動車 (125cc超～250cc以下) 2輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	北陸信越運輸局新潟運輸支局 新潟市中央区東出来島14-26 Tel.050-5540-2040
3輪・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会新潟県主幹事務所 新潟市東区紫竹卸新町1927-12 Tel.050-3816-1850

※手続きの際に必要なものは、各窓口へお問い合わせください。

3輪・4輪の軽自動車、2輪の小型自動車は、自動車検査証の変更手続きと同様に「軽自動車税申告書」を提出してください。

身体障がい者等の減免手続きについて

身体障がい者等の使用する車両について一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を受けることができます。詳細については役場税務課へお問い合わせください。

町税の納付

町から送付される納税通知書による窓口納付か口座振替納付のいずれかの方法で納付してください。

■窓口納付

納税通知書を持参のうえ、次の金融機関または町役場会計室で納入してください。(新潟県・長野県以外の郵便局での窓口納付は別の納付書が必要です。)

次の金融機関の本店・支店および出張所で納付してください	
第四銀行	北越銀行
新発田信用金庫	新潟県信用組合
大光銀行	きらやか銀行
新潟県労働金庫	北越後農協
新潟県・長野県内のゆうちょ銀行および郵便局	

■口座振替納付

上記金融機関(全国のゆうちょ銀行を含む)が、納税者に代わって納付期限に自動的に振替納付するものです。

なお、口座振替のお申し込み手続きは、各金融機関でお願いします。(金融機関の本・支店によっては、口座振替の申込書を置いていない場合もありますので、その際はお手数でも税務課へ連絡してください。)

※お申し込みに必要なものは、

……(1) 預金通帳 (2) 預金通帳に使っている印鑑

■町税の納期

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
町・県民税			1期		2期	
固定資産税	1期			2期		3期
軽自動車税		全期				

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町・県民税	3期	4期				
固定資産税			4期			
軽自動車税						

納期限は各月末です。(12月のみ28日)ただし、納期限が土曜・日曜・祝日にあたったときは、順次直近の平日に延期となります。

税に関する証明および閲覧

町税に関する各証明や、閲覧(閲覧台帳・地籍図)の必要な人は、窓口で申請してください。なお、本人および同居の家族が申請する場合は印鑑は必要ありません。

■証明手数料

区分	件名	単位	手数料
証明	土地評価証明※	◎	200円
	家屋評価証明※	◎	200円
	土地所有証明	1件	200円
	家屋所有証明	1件	200円
	土地課税台帳登録証明※	1件	200円
	家屋課税台帳登録証明※	1件	200円
	土地公課証明※	1件	200円
	家屋公課証明※	1件	200円
	資産証明※	1件	200円
	納税証明※	1件	200円
	土地家屋名寄帳※	1件	200円
	住宅用家屋所有証明※	1件	1,000円
	所得証明※	1件	200円
	課税証明※	1件	200円
営業証明	1件	200円	
機械所有証明	1件	200円	
軽自動車納税証明 (継続検査用)	1件	無料	
閲覧	閲覧台帳	1件	200円
	地籍図	1件	200円

令和2年10月1日以降は、200円→300円となります。

◎印の手数料は、5筆(棟)までが200円で、1筆(棟)増えるごとに20円が加算されます。

※印の申請については、本人および同居の家族以外は委任状が必要です。

会計室窓口

会計室では、町税、保険料、上下水道使用料などの収納を行っています。窓口で町税などを納める際は納付書が必要になります。納付書を持参のうえ会計室の窓口にお越しください。

なお、お持ちの各金融機関口座からの自動振替による納付もできますので、お気軽にご相談ください。

■会計室窓口で納入できる町税など一覧

- 町・県民税 ●固定資産税 ●軽自動車税
- 国民健康保険税 ●介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 開拓パイロット賦課徴収金
- 東山団地使用料 ●学校給食費 ●保育園保育料
- こども園保育料 ●育英資金返還金
- 児童クラブ負担金 ●老人福祉施設入所者負担金
- 通所介護利用者負担金 ●下水道受益者負担金
- 水道料金 ●下水道使用料

※上記以外の国民年金、普通自動車税などの国・県関係の納付は取り扱いできませんのでご注意ください。

国民健康保険

町民課 Tel.0254-27-1952

誰でもが安心して医療を受けられるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入しなければならないことになっています。これを「国民皆保険制度」といいます。

このようなことから、勤務先の医療保険(健康保険、共済組合保険、船員保険など)に加入している人、生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険に加入しなければならないことになっています。退職などで勤務先の健康保険の資格が亡くなった場合や、新たに勤め先の健康保険に加入した場合などの異動があったときは、国民健康保険の加入および脱退の手続きを速やかに行ってください。異動の日から14日以内に役場町民課で手続きをしましょう。

■こんなときは、こんな手続きを

こんなとき	それぞれに必要なもの	共通して必要なもの	
加入するとき	聖籠町に転入したとき	転出証明書	・ 印鑑 ・ マイナンバーカード(またはマイナンバー通知カード) ・ 本人確認のできる書類(※1)
	職場の健康保険等をやめるとき	職場の健康保険等をやめた証明書	
	職場の健康保険等の被扶養者から外れた時	被扶養者を抹消した証明書	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	
	外国人の方が加入するとき	在留カード、在留資格が「特定活動」で国保に加入できる方はパスポート	
脱退するとき	聖籠町を転出するとき	国保の保険証	
	職場の健康保険等に加入したとき	国保の保険証、職場の健康保険等の保険証(保険証が交付されていないときは健康保険の加入証明書)	
	職場の健康保険等の被扶養者になったとき	国保の保険証、職場の健康保険等の保険証(保険証が交付されていないときは健康保険の加入証明書)	
	国保の被保険者が亡くなったとき	国保の保険証	
	生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書、国保の保険証	
	外国人の方がやめるとき	在留カード、国保の保険証	
その他	聖籠町内で住所が変わったとき	国保の保険証	
	世帯主の変更や氏名などが変わったとき	国保の保険証	
	就学のため家族と離れて他市町村で生活するとき	国保の保険証、在学証明書	
	上記の就学を終了したとき	国保の保険証、卒業証明書	
	保険証をなくした(汚して使えなくなった)とき	使えなくなった保険証	

■国民健康保険で受けられる給付

こんなとき	必要なもの	給付	
療養の諸費	医療機関等での病气、けが、歯の治療	保険証	義務教育就学前・・・80% 義務教育就学後 70歳未満 ・・・70% 70歳以上75歳未満・・・80% (一定以上の所得者70%)
	旅行中の急病などやむをえない理由で、保険証を提示できなかったとき	領収書、保険証、印鑑、通帳、マイナンバー(個人番号)を証明する書類	申請書を窓口へ提出してください。審査をして、保険診療分の下記の割合をお返しいたします。 義務教育就学前・・・80% 義務教育就学後 70歳未満 ・・・70% 70歳以上75歳未満・・・80% (一定以上の所得者70%)
	コルセット、ギブスなど補装具代	医師の証明書、保険料、領収書、印鑑、通帳、マイナンバー(個人番号)を証明する書類	
	あんま、マッサージ、はり、灸などの施術代	医師の同意書、保険証、印鑑、領収書、通帳、マイナンバー(個人番号)を証明する書類	国保の取り扱いをしている診療所の場合、一部負担金が受けられます。
	骨折、ねざなどの施術代	施術料金領収書、印鑑、保険証、通帳、マイナンバー(個人番号)を証明する書類	
高額医療費	領収書、保険証、印鑑、通帳、マイナンバー(個人番号)を証明する書類	申請書を窓口へ提出してください。一部負担金が定額を超えたとき、その超えた分をお返しします。	
出産育児一時金	印鑑、通帳、保険証	産科医療補償制度を利用した場合42万円 それ以外の場合は40万4千円	
葬祭費	喪主の通帳、印鑑	5万円	

■国民健康保険税の決め方

国民健康保険税は、下の計算式を組み合わせで決められます。また、40～64歳の人は介護保険料分も併せて納付していただきます。

*医療分・後期高齢者支援金分

次の3つの項目を組み合わせで一世帯ごとの保険税額が決められます。

区分		税率	
① 所得割	世帯の所得に応じて計算	10.8% (医療分8.4% ・支援金分2.4%)	所得×10.8%
② 均等割	加入者数に応じて計算	36,000円 (医療分27,000円 ・支援金分9,000円)	36,000円× 世帯の加入者数
③ 平等割	一世帯にいくらかと計算	28,000円 (医療分21,000円 ・支援金分7,000円)	28,000円

*介護分

国保に加入している40歳以上65歳未満の人(介護保険の第2号被保険者)のみが納めます。

医療分・後期高齢者支援金分と合わせ、保険税として納めます。

区分		税率	
① 所得割	世帯の所得に応じて計算	1.8%	所得×1.8%
② 均等割	加入者数に応じて計算	14,000円	14,000円× 世帯の加入者数

介護保険

町民課 Tel.0254-27-1952 長寿支援課 Tel.0254-20-7433

■介護保険制度とは

介護保険制度は、社会の協働連帯の理念から40歳以上の人全員が保険料を負担し、介護が必要な人を社会全体で支える制度です。

介護が必要な状態の人は、要介護認定を受けて、介護保険のサービスを利用することができます。

介護保険のサービスを利用した方は、原則として、かかった費用の1割、2割または3割を自己負担し、残り介護保険から給付されます。

■介護保険の加入者

40歳以上の方は、原則として介護保険の加入者になります。

* 第1号被保険者…65歳以上の人

* 第2号被保険者…40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人

■保険料とその納め方

* 第1号被保険者

年金からの天引きや、納付書による納付で保険料を負担します。

保険料は、町民税の課税状況などに応じて9段階に分かれます。

* 第2号被保険者

医療保険料に上乗せされることで保険料を負担します。

保険料に関しては、広報せいろうおよび町ホームページでご確認ください。

■保険料の納め方

保険料の納入方法には、次の2通りがあります。

●特別徴収

老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方は、年金から保険料が天引きされます。(平成18年4月から遺族年金・障害年金も対象になりました。)

●普通徴収

次のような方は、納付書で保険料を納めます。年額を8回(5月～12月)に分けて納めていただきます。

- ・老齢・退職年金などの受給額が年額18万円未満の方
 - ・老齢福祉年金のみの受給者
 - ・年度途中で、65歳以上になった方
 - ・年度途中で、本町に転入した方
 - ・現況届の提出が遅れた等で、年金の支給が停止した方
- ※老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している場合は、65歳になった月の概ね6か月後に年金からの天引きに変わります。変更手続きは必要ありません。

◇納付書で保険料を納める方には、納め忘れのない確実に便利な口座振替をおすすめします。預金口座のある金融機関に預金通帳と印鑑を持参のうえお申し込みください。

■所得控除の対象になります

納めた保険料は年末調整や確定申告の際に申告することで、社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

■負担割合について

介護保険サービスを利用した方は、かかった費用について1割、2割または3割を自己負担していただきます。ただし、「本人の合計所得金額が160万円以上」で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が、「①単身世帯の場合280万円以上/②2人以上世帯の場合346万円以上」である方は、かかった費用の2割を、「本人の合計所得金額が220万円以上」で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が、「①単身世帯の場合340万円以上/②2人以上世帯の場合413万円以上」である方は、かかった費用の3割を自己負担していただきます。

■給付を受けられる人

日常生活で常に介護が必要な寝たきりや認知症などの人や、日常生活での支援が必要な人です。

* 第1号被保険者

介護が必要になった原因を問わず、介護が必要な人は給付が受けられます。

* 第2号被保険者

老化に伴う病気(特定疾患※)が原因で介護が必要になった場合に限り、給付が受けられます。

※特定疾患の一覧

- 〈1〉筋萎縮性側索硬化症
- 〈2〉後縦靭帯骨化症
- 〈3〉骨折を伴う骨粗鬆症
- 〈4〉多系統萎縮症
- 〈5〉初老期における認知症
- 〈6〉脊髄小脳変性症
- 〈7〉脊柱管狭窄症
- 〈8〉早老症
- 〈9〉糖尿病性腎症
- 〈10〉脳血管疾患
- 〈11〉進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 〈12〉閉塞性動脈硬化症
- 〈13〉関節リウマチ
- 〈14〉慢性閉塞性肺疾患
- 〈15〉両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 〈16〉がん末期

■給付を受けるには

*申請

申請をして、要介護・要支援認定を受ける必要があります。

地域包括支援センター(町保健福祉センター内)において申請を受け付けています。

*調査

要介護・要支援認定の申請がされると、調査員(介護支援専門員)が家庭に伺い、日常生活の動作や心身の状態などについて、全国共通の調査票により聞き取り調査を行います。

*認定

調査員が聞き取り調査をした身体や認知症の状況、受けている医療の状況の結果とかかりつけの医師の意見書などをもとにして、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で要介護度を認定します。

*居宅サービス計画の作成

- ・在宅でサービスを希望する方は、居宅介護支援事業者と相談して、居宅サービスを適切に組み合わせた居宅サービス計画を作成します。
- ・介護保険施設に入所を希望する方は、施設に直接申し込みます。また、居宅介護支援事業者と相談して、入所先を決めることもできます。

※居宅サービス計画の作成費用は、全額介護保険で負担しますので、自己負担はありません。

*サービスの利用

- ・在宅でサービスを希望する方は、居宅サービス計画に基づいて、居宅介護支援事業者がサービスの手配をします。
利用者は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割または3割を自己負担します。
- ・介護保険施設に入所した方は、入所した施設がサービスを提供します。
利用者は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割または3割のほか、食費・居住費などを自己負担します。

■要介護1から要介護5の方が受けられる給付 家庭を訪問するサービス

*訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話をします。

*訪問入浴介護

巡回入浴車で家庭を訪問し、家庭で入浴できます。

*訪問看護

看護師などが家庭を訪問して看護を行います。

*訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が家庭を訪問してリハビリを行います。

*居宅療養管理指導

医師や歯科医師などが家庭を訪問して療養上の指導を行います。

日帰りで通うサービス

*通所介護

デイサービスセンターなどの施設へ通い、入浴や食事などの介護を受けることができます。

*通所リハビリテーション

老人保健施設などの施設へ通い入浴や食事などの介護を受けることができます。

短期入所サービス

家族が病気などで一時的に介護ができなくなった場合に短期間入所できるサービスです。

*短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに入所して、日常生活上の介護を受けることができます。

*短期入所療養介護

老人保健施設などに入所して、医学的管理のもとに介護や機能訓練などを受けることができます。

その他のサービス

*福祉用具の貸与

車いすや特殊寝台などが対象になります。

*福祉用具の購入費の支給

腰掛便座や入浴補助用具などが対象になります。

*住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の解消など小規模の改修が対象になります。

*特定施設入所者生活介護

有料老人ホームやケアハウスの入所者が入所している施設から介護を受けることができます。

地域密着型サービス

*認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の状態にある人が共同生活を行いながら、身の回りの世話や食事などの介護を受けることができます。(要支援2の方も対象となります。)

*小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

施設サービス

*介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活に介護が必要であり、家庭での生活が困難な人が入所する施設です。

*介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、入院治療の必要がなくなった人が家庭に復帰するために、リハビリや身の介護などを行う施設です。

*介護療養型医療施設

長期間の療養や介護を必要とする人のために、介護職員が手厚く配置されている医療施設です。

*介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)が一体的に提供される施設です。

■要支援1から要支援2の方が受けられる給付

家庭を訪問するサービス

* 介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

* 介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

* 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

* 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の指導を行います。

日帰りで通うサービス

* 介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

短期入所サービス

家族が病気などで一時的に介護ができなくなった場合に短期入所できるサービスです。

* 介護予防短期入所生活介護

福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

* 介護予防短期入所療養介護

医療施設などに短期間入所して、看護、医学的管理のもとにおける介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の支援が受けられます。

その他のサービス

* 介護予防福祉用具の貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。

* 介護予防福祉用具の購入費の支給

腰掛便座や入浴補助用具などが対象になります。

* 介護予防住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の解消など小規模の改修が対象になります。

* 介護予防特定施設入所者生活介護

有料老人ホームやケアハウスに入居している高齢者に介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

地域密着型サービス

* 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある人が共同生活を送りながら、身の回りの世話や食事などの介護を受けることができます。（※要支援1の方は利用できません。）

* 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

■地域支援事業

介護予防事業

要介護状態になるのを予防することを目的として、運動機能や口腔機能などを向上させる事業を展開します。

包括的支援事業

自立した生活ができると判定された方の介護予防を指導します。

福祉に関する様々な相談に応じ、適切なサービス利用へのつなぎ役となります。

町内のケアマネジャーが抱えている困難な事例への助言や指導を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方または基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が受けられるサービスです。

* 訪問型サービス

・介護予防訪問介護相当サービス

従来の介護予防訪問介護と同様のホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の世話をします。

・訪問型サービス A

調理、洗濯、掃除、買い物など家事援助のサービスです。

* 通所型サービス

・介護予防通所介護相当サービス

従来の介護予防通所介護と同様の通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活機能向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など）を提供します。

・通所型サービス A

通所介護施設などでの生活機能向上のためのサービスです。※身体介護を伴いません。

■介護保険施設などの利用料

1. 「居住費」や「食費」は、介護保険の給付の対象外となります。

平成 17 年 10 月の介護保険法一部改正により、次の①から③のサービスにおける「居住費※」や「食費」は、介護保険の給付の対象外となりました。※ショートステイの場合は「滞在費」と呼びます。

①介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）における「居住費」および「食費」

②ショートステイにおける「滞在費」および「食費」

③デイサービス、デイケアにおける「食費」

2. 所得の低い方は居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

所得の低い方には負担限度額を設け、施設には平均的な費用（＝基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（＝補足給付※）が新たに設けられました。

※補足給付の対象となる施設は、介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）、ショートステイ施設です。

補足給付の対象となるのは、利用者負担第 1 段階～第 3 段階の方であり、基本的には次のとおりです。

●利用者負担段階と対象者

利用者負担段階	対象者
第 1 段階	生活保護受給者
第 2 段階	町民税世帯非課税で年金収入額（非課税年金含む）と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方
第 3 段階	町民税世帯非課税で第 2 段階以外の方

●補足給付の仕組み

（食費の事例：基準費用額が 4.2 万円の場合）

施設において現に要した費用が平均的な費用を下回る場合には、現に要した費用が基準費用額になります。なお、実際にかかった費用が利用者負担限度額内の場合は、補足給付は受けられません。

利用者負担 第 1 段階	利用者負担 第 2 段階	利用者負担 第 3 段階
補足給付 3.2 万円	補足給付 3 万円	補足給付 2.2 万円
利用者負担 1 万円	利用者負担 1.2 万円	利用者負担 2 万円

3. このほかの所得の低い方に対する負担軽減制度

①高額介護サービス費

●介護サービスを利用した場合に、利用者の負担が高くなりすぎないように、利用者の所得に応じて一世帯あたりの利用者負担額の上限が設けられています。

上限を超えた場合に申請することで超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

*高額介護サービス費表

段階区分	利用者負担 上限額(月額)
・生活保護の受給者 ・利用者負担上限額を 15,000 円に減額することにより、生活保護の対象とならない方	15,000 円 個人 15,000 円
・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	個人 15,000 円
・世帯全員が住民税非課税の方など	24,600 円
・一般（上記以外の方）	44,400 円

②社会福祉法人による利用者負担軽減制度

●町民税世帯非課税で特に生計困難である方であると認定された方は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなどにおける介護サービスの費用が軽減される場合があります。

③高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

●利用者負担第 1～3 段階に非該当の方でも、高齢夫婦二人暮らしで、一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などには、居住費・食費を引き下げます。

④旧措置入所者の負担軽減

●介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所している方で、施設介護サービス費の利用者負担割合が 5%以下の軽減を受けている方については、居住費・食費に関する見直し後も、措置制度のときの負担水準を超えないよう負担軽減措置を行います。



福祉

障がいがあるひとのための福祉

保健福祉課（町保健福祉センター内）
Tel.0254-27-6511

■相談窓口

手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の申請をしたいとき、医療費の助成を受けたいとき、車いすなどの補装具が必要なとき、ホームヘルプサービスなどのサービスを利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っているなど、いろいろな相談に応じます。

- ・保健福祉課 Tel.0254-27-6511
- ・障害者支援センター（聖籠町社会福祉協議会内）
Tel.0254-27-8806

■身体障害者手帳

身体に障がい（肢体、視覚、聴覚、音声、言語、内部など）のある人に障がいの程度により、1～6級に区分された手帳が交付されます。手帳の交付を受けると、各種の福祉制度を利用することができます。

■療育手帳

知的障がいのある人に交付され、障がいの程度によりA（重度）、B（中・軽度）に区分され、いろいろな援護制度が受けられます。

■精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたって日常生活や社会生活に制約がある人に、障がいの程度によって、1～3級に区分された手帳が交付されます。統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病その他の精神疾患のすべてが対象ですが、知的障害は含まれません。

等級により優遇措置や生活保護の障がい者の加算の認定などを受けることができます。

■自立支援医療

（精神通院医療・更生医療・育成医療）

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として、医療費の1割が自己負担となります。ただし、継続的に相当額に医療費負担が生じる場合や、所得などに応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

■重度心身障害者医療費の助成

身体障害者手帳1～3級、療育手帳Aまたは、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が、病院などで診察を受けたときの医療費の一部を助成します。

■特別障害者手当

20歳以上の在宅の人で、重度の障がい重複しており日常生活に常時介護を必要とする人に支給されます。

- *支給額 月額27,200円
- *支給月 2月・5月・8月・11月

■障害児福祉手当

20歳未満の重度の障がい児で、日常生活に常時介護を必要とする児童に支給されます。

- *支給額 月額14,790円
- *支給月 2月・5月・8月・11月

■特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給されます。

*支給額（障がい児一人につき）

1級/月額51,450円

2級/月額34,270円

なお、物価スライドにより改定されることがあります。

- *支給月 4月・8月・11月
- *手続き先 子ども教育課

■心身障害者扶養共済制度

心身障がい児などの保護者が加入者となり、万一の際、後に残された障がい児・者に一定の年金を生涯にわたり支給し、生活の安定を図る制度です。

■補装具費の支給

身体障害者手帳所持者で、補装具の購入または修理が必要な場合、町に申請し認められると、その費用について補装具費が支給されます。

その場合、障がい者または、障がい児の保護者は費用の1割を負担します。ただし、障がい者などの収入によって、負担が軽減される場合があります。

■在宅重度心身障害者介護手当

在宅の重度心身障がい者を介護している人に対して支給されます。

- *支給額 所得税非課税世帯 月額10,000円
- 所得税課税世帯 月額5,000円

*支給月 8月・12月・4月

■精神障害者入院費助成

精神の障がいをお持ちの方で、入院治療を受けている方および保護者へ入院費を助成します。

- *支給額 医療保険適用分の自己負担限度額
(月額20,000円上限)

■自立支援医療費助成

自立支援医療費（精神通院医療・更生医療・育成医療）受給者の医療費の自己負担額から、1/2を助成します。（重度心身障害者医療費の助成を受けている人は対象になりません。令和2年10月の診療にかかる医療費から、住民税課税世帯の方は、対象にならなくなります。）

*申請締切 4月・8月・12月の各10日まで

■特殊障害者器具装着費用助成

人工肛門および人口膀胱の器具を装着した人に助成します。

*助成額 装着費用の2分の1

■心身障害(児)者施設入所に伴う保護者訪問時の交通費助成

心身障がい者で施設に入所している人の保護者が施設を訪問した場合の交通費を助成します。

■じん臓機能障害者交通費助成

じん臓機能障がいのために通院したときにかかる交通費を助成します。

*支給額 実費(月額4,000円を上限とします)

*支給月 7月・10月・1月・4月

■障害者住宅整備資金の貸付

障がい者または障がい者と同居する世帯に対し、障がい者の住宅環境を改善するため、障がい者の専用居室などを増改築または改造するために必要な経費の貸付を行います。

■障害福祉サービス

*介護給付…障がい程度が一定以上の人に生活上また療養上の必要な介護を行います。

*訓練等給付…身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

①身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神疾患を有する者などであれば、上記のサービスを受けることができます。

②介護保険でサービスを受けられる場合は対象となりません。

利用者負担額は原則事業費の1割です。ただし、収入により負担が軽減される場合があります。

■障害児通所サービス

*児童発達支援…療育を必要とする未就学児を対象とする通所による支援を行います。

*医療型児童発達支援…肢体不自由がある障がい児に機能訓練や医学的支援を行います。

*放課後等デイサービス…就学中の障がい児に、授業の終了後や夏休み等の休日に生活能力向上のために必要な訓練を行います。

■難聴者補聴器購入費助成

18歳以上の身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴者（両耳の聴力レベルがそれぞれ50デシベル以上70デシベル未満の者）に対し、補聴器の購入費を助成します。補聴器購入費用の1/2を助成し、上限額は住民税課税世帯の方は20,000円、住民税非課税世帯の方は30,000円です。

■地域生活支援事業

地域や利用者の実情に応じて、町が実施する事業です。

●相談支援事業

福祉サービスの利用援助など、障がい者や障がい児の保護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

●コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者などに対し、手話奉仕員などを派遣します。

●日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人などに、日常生活用具の給付または貸与を行います。

※介護保険で貸与できる場合は対象となりません。

●移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行います。

●地域活動支援センター事業

創作的・生産的活動の場を提供、社会交流の促進などの便宜を図ります。

●訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の障がい者に対し、浴槽を提供し入浴の介護を行います。

●更生訓練費給付事業

就労移行支援、自立訓練の支給決定者または身体障害者更生援護施設に入所している人に、更生訓練費を支給します。

●施設入所者就職支度金給付事業

身体障害者更生援護施設に入所または通所している人が訓練を終了し、または就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を利用し、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給します。

●生活サポート事業

介護給付費の未受給者で、日常生活に関する支援および家事などの必要な支援を行います。

●社会参加促進事業

身体障害者手帳概ね4級以上の人に対し、自動車運転免許の取得に要した費用などの3分の2を助成します（上限額10万円）。また、重度の障がい者に対して、自動車改造費の助成を行います。

●日中一時支援事業

障がい者や障がい児を一時的に預かり、日中活動の場を提供します。家族の就労支援や一時的な負担軽減を図ります。

●成年後見人制度利用支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が成年後見制度を利用するときに、審判の申立や費用、後見人への報酬の助成など、必要な支援を行います。

■福祉タクシー利用および自動車燃料費助成

身体障害者手帳（1級、2級、3級の一部）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳所持者にタクシー券または燃料費助成券を交付します。（じん臓機能障害者交通費助成、リフト付きタクシー利用助成を受けている人は対象となりません。）

* 助成額（1枚あたり700円）

タクシー券／年間36枚（一月あたり3枚）

燃料費助成券／年間18枚（二月あたり3枚）

■その他の障がい福祉制度

電車・バス運賃の割引などの制度について、詳しくはお問い合わせください。

高齢者のための福祉

長寿支援課（町保健福祉センター内）

TEL0254-20-7433

■高齢者生きがい交流事業

高齢者に気がねなく集まっていたいただき、寝たきり・認知症の予防のため、生きがい活動・レクリエーションなどを行います。

* 対象者 概ね65歳以上の高齢者

* 実施場所 聖籠町高齢者生きがい交流センター
（聖籠町大字亀塚30-9）

* 開館日 毎週月～土曜日（祝日除く）

* 開館時間 午前9時～午後4時30分

* 利用料 無料

■生きがい型デイサービス

高齢者などの寝たきり・認知症の予防のために食事の提供・レクリエーションなどのサービスを行います。

* 対象者 概ね65歳以上の高齢者

* 実施場所 聖籠町地域交流館「なごみの家」

* 利用日 毎週火～金曜日

* 利用料 700円（給食サービス含む）

■寝たきり・認知症老人介護者手当の支給

要介護者と同居している家族に、介護に伴う費用の助成として、介護者手当を支給します。

* 対象者 介護保険法による要介護認定で要介護度3以上の認定を受けた要介護者と同居する方

* 支給額 所得税非課税世帯 月額10,000円

所得税課税世帯 月額5,000円

* 支給月 8月・12月・4月の年3回

■寝具乾燥消毒サービス

寝具の乾燥消毒サービスを

* 対象者 在宅で常時寝たきりの状態にある、概ね65歳以上の高齢者

* 実施月 月1回（うち1回水洗）

* 利用料 無料

■おむつ支給サービス

寝たきり・認知症などにより、常時おむつで排せつをしている方に、紙おむつ引換券を発行します。

* 対象者 在宅で寝たきり・認知症などで常時おむつを使用している65歳以上の高齢者

* 支給品目 2,500円（税込2,750円）相当の紙おむつ（ただし、上記金額を超えた分については、自己負担となります。）

■日常生活用具の給付

日常生活をより安全・快適に過ごすために、日常生活用具の給付を行います。

* 対象者 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者など

* 支給品目 電磁調理器、火災報知器、自動消火器

* 利用料 生計中心者の課税状況により、それぞれ、無料・一部負担・全額負担

■高齢者応援手当の支給

高齢者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に支給します。

* 対象者 次の全ての条件に該当する方

（1）手当を支給する年度の4月1日時点において、聖籠町内に住所を有する方又は住所地特例により聖籠町外の介護保険施設に入所している方。

※介護保険法の住所地特例により、聖籠町内の介護保険施設等に入所している方は対象外です。

（2）手当を支給する年度の11月30日において、65歳以上である方

（3）介護保険料を完納している方

* 支給額 手当を支給する年度ごとに、対象者が支払う介護保険料の段階区分に応じて、予算の範囲内で決定します。

■緊急通報装置の貸与

急病や災害などの緊急時に迅速・適切な対応が図れるよう、緊急通報装置を貸与します。

* 対象者 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者など

* 利用料 月額500円（利用者が住民税非課税の場合は無料）

■徘徊高齢者探索装置の貸与

認知症の高齢者が徘徊した場合、早朝に発見することにより事故防止が図れるよう、徘徊高齢者探索装置（発信機など）を貸与します。

* 対象者 徘徊行動の見られる認知症の高齢者を介護している家族および親族

* 利用料 月額500円（住民税非課税世帯の場合は無料）

■高齢者タクシー利用料金の助成

高齢者の外出支援及び社会参加を促進するため、タクシー利用料金の一部を助成します。

***対象者** 次の全ての条件に該当する方

- ① 聖籠町内に住所がある方
- ② 満 80 歳以上の方 ※満 80 歳の誕生日以降に申請できます。
- ③ 運転免許証を保有していない方
- ④ 介護保険施設などに入所していない方
- ⑤ 町および社会福祉協議会が実施する類似の移動支援助成を受けていない方

***助成額** 1枚700円のタクシー利用助成券を1月あたり3枚交付します。
例えば、10月に交付を決定した場合は18枚(6か月分)となります。

■高齢者フレイル対策事業

高齢者のフレイル状態となることを防ぐため、体操による運動機能の維持・向上や健康増進について学ぶサービスを行います。送迎あり。

※フレイルとは…健常から要介護へ移行する中間の段階のこと

***対象者** 次の全ての条件に該当する方

- ① 聖籠町内に住所があること
- ② 概ね 65 歳以上であること
- ③ フレイル状態の予防が必要な方であること

***実施場所** 聖籠町保健福祉センター

***実施日** 毎週月・火・水・金曜日
午前の部 10時～11時30分
午後の部 1時30分～3時

***利用料** 75歳以上…無料
74歳未満…100円

■高齢者等ごみ出し支援事業

ごみをごみステーションまで持っていきることができないひとり暮らし高齢者や障がい者のみの世帯などで、他の方からごみ出しを支援受けられない場合に、ごみ出し支援を行います。

***対象者** ・65歳以上の要支援・要介護認定を受けたひとり暮らし世帯または高齢者のみ世帯
・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している障がい者のひとり暮らし世帯または障がい者のみ世帯

***収集回数** ・可燃ごみ 週1回
・不燃ごみ 月1回
・資源ごみ 月1回

■高齢者および障がい者住宅整備費用の助成

在宅の身体機能が低下した高齢者および身体障がい者のために、住宅を改築する場合、その整備(改造)にかかる費用に対して助成を行います。

ただし、世帯の収入状況によって、女性の制限があります。(世帯員の合計収入が600万円を超える場合は、助成を受けられません)

***対象者** ・介護保険法の要介護認定・要支援認定を受けている人

・身体障害者手帳1級・2級を受けている人で、日常生活に介護を必要とする人

***対象経費** トイレ・浴室の改造、廊下の段差解消、手すりの設置など、高齢者・障がい者の生活を安全・快適なものにするためにかかる費用

***助成額** 対象費用に対して、その世帯の収入状況に応じて助成額を決定します。(助成額については予算の範囲内とします)

■高齢者住宅整備資金の貸付

高齢者専用居室を増築または改築する場合、そのために必要な経費の貸付を行います。

***対象者** 60歳以上の親族である高齢者と同居していて、高齢者の専用居室を必要としているが、自力での増築または改築が困難である人

***対象経費** 資金の貸付を受ける者が、所有・居住する住宅において、高齢者専用居室を増築または改築するために必要な経費

***貸付限度額** 250万円

■長寿祝金の支給

町内に居住する高齢者の長寿を祝い、長寿祝金を支給します。

***対象者** 本町に引き続き6か月以上住所を有する90歳以上(毎年9月1日現在)の高齢者

***祝金額** ・90歳以上94歳までの方 1万円
・95歳以上の方 2万円

■地域包括支援センター

●町保健福祉センター内 TEL 27-6521

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う機関です。主に保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職員が、身近な相談窓口、医療と介護の連携、権利擁護や虐待への対応、支援困難事例への対応など必要な援助・支援を総合的に行います。また、生活機能が低下し介護が必要となるおそれがある高齢者を様々な方法で早期に把握し、自立した生活が継続できるよう介護予防サービスの利用などの援助を行います。

***主な4つの機能**

①介護予防マネジメント

介護が必要とされる人や介護や支援が必要となるおそれのある人に対し様々なサービスの計画を立てて、要介護状態の悪化予防と要介護状態となることの予防を図ります。

②総合相談・支援

福祉に関する様々な相談に応じます。相談内容に応じて、保健所、医療機関、介護サービス事業者などの必要なサービスや制度が利用できるよう援助を行います。

③権利擁護事業(社会福祉士を中心に対応します)

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業

を行います。

④包括的・継続的マネジメント

(主任ケアマネジャーを中心に対応します)

高齢者の一人ひとりの状態に応じた支援を行うため、ケアマネジャーの日常的個別指導、支援困難事例などについてケアマネジャーへの助言・指導、地域のケアマネジャーネットワークづくり、医療との連携など、様々な調整業務を行います。

■養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者で、家庭環境や経済場などの理由により、家庭で生活することが困難と認められた方は、養護老人ホームに入所することができます。

* 聖籠町から入所できる施設

養護老人ホーム『あやめ寮』(新発田市)

養護老人ホーム『ひめさゆり』(胎内市)

養護盲老人ホーム『胎内やすらぎの家』(胎内市)

* 負担額

本人および扶養義務者の課税状況に応じて決定されます。

民生委員・児童委員

地域の皆さんが安心して暮らせるように、社会福祉に関するいろいろな問題について相談に応じてくれます。

民生委員は厚生労働大臣から委嘱されるもので、私たちの町には、24人の民生委員(民生委員は児童委員も併せて委嘱されます)が委嘱を受け活躍しています。

生活の中で困ったことがありましたら、一人で悩まず地域を担当されている民生委員にご相談ください。解決の糸口が見つかるものと思います。もちろん、相談の内容は他人に知られる心配はありません。また、相談は無料です。

社会福祉協議会

聖籠町大字諏訪山 1560-3 (結いハート聖籠内)
Tel.0254-27-6767

地域福祉の拠点づくりに活躍する社会福祉協議会は、ボランティアの育成、障がいを持つ人の社会参加の促進、母子・父子家庭の仲間づくり、高齢者社会への体制づくりを積極的に推進しており、次の業務などを行っています。

なお、毎年各世帯に500円の会費のご協力をお願いし、区長さんをとおして集めさせてもらっています。貴重な運営費となっていますので、ご協力をお願いします。

■ひとり暮らし・要援護世帯老人給食サービス

給食ボランティアの方が、ひとり暮らし高齢者・高齢者等世帯に月3回(第2・第3・第4木曜日)に夕食のお弁当を届けながら、安否の確認を行っています。

* 負担金 1食 200円

■リフト付きタクシー利用者への助成

身体障がい者で、車いすまたはストレッチャーを常時使用している方が対象です。

* 助成額 利用料金の2分の1

(支給限度額5000円まで)

■身体障がい者(児)おむつ支給サービス

在宅の身体障がい者(児)で、常におむつを使用している方に支給します。

* 負担金 無料

* 支給月 5月・8月・11月・2月(年4回)

■たすけあい資金の貸付

一時的に生活に困窮している世帯を対象につなぎ資金として貸付を行っています。

* 貸付限度額 70,000円

(ただし、単身世帯は30,000円以内)

* 貸付期間 2年以内

(ただし、30,000円以下は1年以内)

* 貸付利息 無料

■共同募金の実施

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を実施しています。

■心配ごと相談所の開催

町の心配ごと相談員や弁護士が、日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行います。

* 相談日 隔月第3水曜日(祝日の場合は翌日)
(5月・7月・9月・11月・1月・3月)

* 時間 午後1時～4時

* 場所 結いハート聖籠内

* 弁護士相談 年8回(5月・6月・7月・9月・10月・11月・1月・3月)

* 時間 午後1時～4時

* 開催の都度、広報などでご案内します。

■ボランティア活動への支援および育成

* 各種ボランティア活動への育成支援

* 各種ボランティア講座の開設

■各福祉団体の事務および助成

* 町共同募金委員会への協力

* 老人クラブ連合会への助成と協力

* 身体障がい者団体福祉会への助成と協力

* 町赤十字奉仕団への協力

* 手をつなぐ親の会への協力

■聖籠町杉の子の家の運営

障がい者の皆さんの作業活動、生活訓練、社会参加の場として運営されています。

生活環境

生活環境

生活環境課 Tel.0254-27-1962

ごみの出し方・分け方

家庭のごみは、種別や集落別に収集日が決められています。町が集めるのは、燃やせるごみ・燃えないごみ・不燃粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみの5種類です。町では、ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみの分別に努めています。皆様のご協力をお願いします。

ごみステーションは集落の大切な財産です。お互い迷惑をかけないよう協力しあい、いつもキレイにしましょう。

※出せるもの・出せないものなど、詳しくは「ごみの分別辞典」をご覧ください。

■燃やせるごみ

「指定袋」で出すことが決められています。

指定袋以外でごみが出されるといつまでもステーションに残ることになり、大変迷惑となります。この場合は、「回収できませんシール」を貼って残していくこととなります。

*** 収集日** 毎週月・水・金曜日

■燃えないごみ

おおよそ 50 cm以下の燃えないごみは、「透明な袋・半透明な袋」で出してください。危険物（爆発物など）が混ざるのを防止するためです。

*** 収集日** 月1回の決められた日

地区によって収集日が決まっていますので、一覧表をご覧ください。

■不燃粗大ごみ

ごみのサイズが決められています。大きさは 60 cm×90 cm×150 cm以内のものを出してください。

家具類はできるだけ解体してから出してください。

回収するのは不燃の粗大ごみのみで、燃やせるものは粗大ごみとしては回収できません。

家電製品や自転車は、買い替えるときになるべく業者に引き取ってもらうようにしてください。

※注意

1. 規定以内の大きさと指定されたもの以外の不燃物は「燃えないごみ」に出してください。
2. 木製家具は出さないでください。
（「燃やせるごみ」です！）
3. ベッドのマットは分解し、スプリングは「燃えないごみ」に、スポンジ・カバーは「燃やせるごみ」に出してください。

*** 収集日** 燃えないごみの収集日と同じ日です。

■小型家電リサイクル事業

小型家電に含まれている鉄、銅、金や希少金属などの資源をリサイクルするため小型家電の収集を行います。

* 回収について

- ・杉の子の家に直接お持ちください。（担当者が直接受け取ります。）
- ・個人情報はず必ず消去してください。
- ・電池（バッテリー）は取り外してください。
- ・回収品目以外の小型家電製品は燃えないごみとして出してください。

* 収集日

杉の子の家 月～金曜日（休業日除く）
午前8時30分～午後5時

※注意

◎ 町では次の家電製品は家電リサイクル法の施行により、収集しないため、ごみステーションには出せません。

必ず購入した販売店・メーカーなどに引き取りをお願いするか、他の家電販売店に相談してください（有料）。

町のごみ処理許可業者でも引き取りします（有料）。

* 対象品目

- ・テレビ
- ・洗濯機および衣類乾燥機
- ・冷蔵庫および冷凍庫
- ・エアコン

◎ パソコン（ディスプレイ、本体、ノートパソコンなど）はメーカーで回収・リサイクルします。（有料の場合があります）ごみステーションには出せません。

できるだけ「小型家電リサイクル事業」にご協力をお願いします。

■資源ごみ

再生利用して暮らしに生かすために収集するものです。混ぜて出すとせっかくの資源が生かせませんので、必ず分別して出してください。

* 収集日と出し方

- ・毎週木曜日は、空き缶類・ガラスびん・紙パック・ペットボトルを回収します。(亀代地区の紙パック・ペットボトルは金曜日)

燃えないごみのステーションで、ガラスびんはコンテナに、空き缶類、紙パックとペットボトルはそれぞれのみ袋に入れてください。

- ・毎月第3木曜日は、古紙を回収します。(亀代地区は第3金曜日)

公会堂・開発センターなど集落の指定場所に新聞、雑誌(チラシ含む)ごと、ダンボールごとに分けて、紙ひもなどで十字に束ねて出してください。

※1月・2月は要望のあった集落以外は収集をお休みします。

- ・毎週火曜日は、プラスチックごみ(プラスチック容器、包装)を回収します。(亀代地区は水曜日)

透明または半透明の袋に入れて、ステーションのみ袋に入れてください。

- ・汚れたものは洗ってから出してください。(汚れの落ちないものは燃やせるごみに出してください)

■有害ごみ

* 収集日と出し方

蛍光灯は毎月第3金曜日に集落公会堂など(古紙回収場所)で回収します。専用の回収箱に入れてください。電球や割れたものは出さないでください。(燃えないごみです。)

乾電池は回収ボックスに入れてください。(燃やせるごみのステーションに設置)

■燃やせるごみの指定袋

年2回、3月末と9月末の家族人数に応じて配布されます。

* 1年間の配布枚数

家族人数	枚数
1人	80枚(大袋40枚、小袋40枚)
2~3人	100枚(大袋60枚、小袋40枚)
4~5人	140枚(大袋80枚、小袋60枚)
6~7人	160枚(大袋100枚、小袋60枚)
8人以上	180枚(大袋120枚、小袋60枚)

また、上記の家族人数の中に乳幼児・寝たきりの方のいる家庭で申請済みの場合は、1か月あたり対象者1名につき大袋5枚を追加してあります。なお、配布以後に新たに対象者が増えた場合は、役場生活環境課(2階)に印鑑と現在の年齢・状態などを確認できるもの(母子手帳など)をお持ちのうえ、申請してください。

■こんなときは・・・

- ・燃やせるごみの指定袋が足りなくなった場合は役場生活環境課か北越後農協聖籠支店、PLANT4、町内コンビニエンスストアおよび酒類小売店でご購入ください。大袋10枚入り600円、小袋10枚入り400円です。
- ・引越しや大掃除などで大量のごみが出た場合、飼い犬や飼い猫が死んだときは、豊栄環境センターに直接搬入できます。(予約の必要はありません。)

区分		単位	料金
燃えるごみ	家庭系ごみ	10kgあたり	60円
燃えないごみ 粗大ごみ	事業系ごみ		130円
死んだ動物		1頭	1,500円

豊栄環境センター TEL025-386-0909

- ごみについて、わからないことがありましたら役場生活環境課までお電話ください。

■火災ごみ

火災によって発生したごみについては、家財道具のみ、豊栄環境センターで受け入れをしています。

火災ごみの処分を希望される場合は、必ず事前に生活環境課または豊栄環境センターまで相談してください。なお、施設使用料は申請により免除となります。

* 受入品目(家財道具のみ)

- ・燃やせるごみ(衣類など)
- ・粗大ごみ(建具、畳、布団、家具など)
- ・燃えないごみ(ガラス、せともの、小型家電など)

※注意

- ①家屋廃材(柱、雨どい、床材など)、埋立ごみ(外壁、瓦、基礎など)は受け入れません。
- ②家電リサイクル法対象物(テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、エアコン)およびパソコンは受け入れません。

* 必要な書類 リ災証明書(消防署発行)

犬の飼い方

■犬を飼ったら・・・

飼い犬は生まれて90日経つと、その日から30日以内に登録と狂犬病の予防注射を受けなければなりません。毎年1回、町内の各地で登録と予防接種を行います。鑑札と注射済票が交付されたら、犬の首輪などに着けておいてください。

なお、狂犬病予防注射の期日と会場については事前に広報せいろうでご案内します。

また、飼い犬が死亡したときは、30日以内に生活環境課に印鑑、鑑札および注射済票をお持ちになり、届け出てください。

* 飼い主の責任です

- ・常につないでおき、絶対に放し飼いにしない。
- ・道路や公園をフンで汚さない。
- ・狂犬病の予防注射は、毎年必ず受ける。

* ペットが飼えなくなったら

やむをえない事情で犬・猫を飼えなくなった方には「引取り」の制度があります。

* ペットの相談

新発田保健所の下越動物保護管理センター(※)で、ペットについてのあらゆるご相談に応じています。
(※新発田市大字奥山新保 430 TEL0254-24-0207)

し尿処理

し尿のくみ取りは、直接業者にお申し込みください。

また、浄化槽を使用している家庭については、浄化槽を正しく使っていただくために、定期的に点検、清掃、水質検査を行うことが法律で定められています。その時期や手数料については浄化槽の型式・大きさによって異なりますので、詳しくは契約している業者におたずねください。

■し尿処理業者

社名	住所	電話番号
(有)日本海興産	次第浜 1894-10	0254-27-2367
北信清掃社	諏訪山 1657-6	0254-27-3353

公害の苦情

ばい煙、悪臭、騒音、振動などでお困りの方はご相談ください。また、川などで魚が大量に死んでいたり、油が流出しているところを見かけた場合は、ご連絡ください。

防犯

■防犯灯

故障している防犯灯を見かけたら、集落の区長までお知らせください。

交通事故に備えて

交通災害共済制度は、皆さんが交通事故にあった場合に見舞金を支給する事業として、県内の全市町村が共同で運営しています。通勤・通学から県外旅行までの幅広い交通災害が対象になります。万一の事故に備えて家族そろっての加入をおすすめします。

*** 会 費** 一人あたり年額500円

*** 共 済 期 間** 毎年4月1日～翌年3月31日まで

*** 加 入 手 続** 2月に区長をとおして加入申込書を各家庭にお届けします。

途中の加入申し込みは、生活環境課、または町内の金融機関（郵便局は除く）で随時受け付けます。

*** 見舞金の請求** 見舞金の請求は、事故発生日から1年以内です。運転免許証・交通災害共済会員証・交通事故証明書・医師の診断書などが必要となります。詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

※万一事故にあったら、必ず警察へ届け出てください。

もしもに備えて

いざというときに適切に対処できるよう、日頃から正しい防災知識を身につけておきましょう。

地震発生時の家具の転倒対策は大丈夫ですか。消火器は使えますか。あなたの集落の避難場所はどこになっていますか。戸別受信機に補助用の電池もセットされていますか。災害時の最も有効な対策は平常時の備えです。日頃から家族で話し合い、防災意識を高めましょう。

■指定緊急避難場所

●洪水のおそれがある場合

指定緊急避難場所	避難想定集落名
山倉小学校	四ツ屋、道賀新田、上大谷内、真野、丸湯、桃山、山倉
蓮野小学校	山三賀、二本松、外畑、蓮野、杉谷内、正庵、藤寄、大夫興野、八幡、旭ヶ丘
蓮湯こども園	蓮湯、甚兵衛橋
聖籠町町民会館	苔沼、中の橋、本諏訪山、山諏訪山、本大夫、山大夫、本三賀

●地震が発生した場合、津波のおそれがある場合

指定緊急避難場所	避難想定集落名
山倉小学校	四ツ屋、道賀新田、上大谷内、真野、丸湯、桃山、山倉、中の橋、本諏訪山、山諏訪山
聖籠中学校	苔沼、蓮湯、蓮湯新田
蓮湯こども園	甚兵衛橋、蓮湯、蓮湯新田
聖籠町町民会館	苔沼、山諏訪山、本大夫、山大夫、本三賀、ひばりが丘
図書館	聖中ヶ丘、尾沢ヶ丘、稲の平、別條
蓮野こども園	二本松、蓮野、杉谷内
聖籠町上水道管理棟	八幡
町営東山団地	山三賀、二本松、外畑、正庵、東山
藤寄児童遊園	藤寄、旭ヶ丘
藤寄簡易郵便局付近前面道路	藤寄、大夫興野、旭ヶ丘
杉谷内国道7号管理用道路	杉谷内
亀代小学校	次第浜、網代浜、亀塚
亀代多目的運動場	網代浜、亀塚
亀代こども園	次第浜
聖海荘	次第浜、汐美台
網代浜会館	網代浜、東港
あかね公園	次第浜、網代浜、亀塚
茨島児童遊園	網代浜、東港
アルビレッジ	東港
新潟県運転免許センター	東港
新潟東港港湾労働者福祉センター	東港
プラントー4 聖籠店	杉谷内、甚兵衛橋

*戸別受信機（防災行政無線）

一戸建てにお住いの世帯を対象に戸別受信機を貸与しています。災害時には町から避難勧告など重要な情報を発信するほか、各種連絡事項が放送されます。

*貸与の手続き

戸別受信機の貸与を希望する方は、生活環境課で申請手続きを行ってください。

賃貸料は無料ですが、故意、不注意などで故障、紛失した場合は、経費を負担していただく場合がありますので注意してください。受信機は町から転出される際に返却してください。

■指定避難所

指定避難所	対象とする災害		
	洪水	地震	津波
山倉小学校	●	●	●
山倉多目的運動場	×	●	●
聖籠観音の湯「ざぶーん」	×	●	●
聖籠こども園	●	●	●
聖籠中学校	×	●	●
蓮湯こども園	●	●	●
聖籠町町民会館	●	●	●
図書館	●	●	●
聖籠町役場	●	●	●
蓮野小学校	●	●	●
蓮野多目的運動場	●	●	●
藤寄体育館	×	●	●
蓮野こども園	●	●	●
藤寄公会堂	●	●	●
大夫興野公会堂	●	●	●
亀代小学校	△	●	●
亀代多目的運動場	△	●	●
聖海荘	△	●	●
亀代地区公民館	△	●	●
亀代こども園	△	●	●

福祉避難所	対象とする災害		
	洪水	地震	津波
保健福祉センター	●	●	●

上水道

上下水道課（上水道管理棟）Tel.0254-27-5141

■水道料金

* 納入通知書による支払い

検針月の20日ごろに納入通知書が各家庭に送付されます。その通知書により納期日（月末）までにお支払いください。

* 預金口座振替による支払い

検針月の翌月の月末に指定の口座から自動的に引き落とされます。口座振替払いの申し込みは、町指定の金融機関または郵便局の窓口で受け付けています。その際、水道の利用者番号（お知らせ、領収書に記載してあります）、預金通帳、印鑑をお持ちください。

■水道のいろいろな届け出

* 使用の中止

引越しをするときや水道の使用を一時中止するとき、3日前までに水道の中止届出書を提出してください。（提出がないと、使用しなくても料金がかかることがあります。）

* 使用の開始

転入・転居などにより水道を新たに使用するとき、3日前までに水道の開栓（開始）届出書を提出してください。

* 使用者の名義変更

水道の利用者または料金の支払い者が変更になった場合は、必ず使用者名義変更届出書を提出してください。

※届け出は直接窓口まで提出していただくか、電話・ファクスでも行うことができます。

* 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜・祝日および12月29日から1月3日の期間は受付を行っていません。

■水道工事の申し込み

水道の新設や増設、改造などの工事は指定給水装置工事業者に依頼してください。町の指定給水装置設置工事業者以外の業者によって行った場合は、無届工事となり、水道法および町の給水条例によって工事の手直しなどが終わるまでの間、給水を停止することがあります。

■水道の修理

水道の修理（漏水修理を含む）は、町の指定給水装置工事業者に依頼してください。

指定給水装置工事業者の指定状況については、町ホームページなどでお知らせしています。詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

下水道

上下水道課（上水道管理棟）Tel.0254-27-5141

■下水道使用料金

下水道使用料金は、水道料金と合算して毎月お支払いいただくこととなります。（上水道未加入者は下水道使用料のみの請求となります。）

* 使用水量について

〔水道水のみを使用している場合〕

水道水の使用水量がそのまま下水道の使用水量となります。

〔水道水以外の水（地下水など）を使用している場合〕

世帯に暮らす方の人数をもとに使用水量を算出します。（人数割）

■下水道のいろいろな届け出

* 公共下水道の使用変更

下水道を使用している方で、水道水以外の水（地下水など）を使用している場合の使用料は、世帯の人数に応じた計算（人数割）となります。入学、就職、転勤、結婚などで世帯人数に変更があった場合は、必ず下水道使用変更届出書を提出してください。

* 公共下水道の使用（休止・廃止・再開）

引越しや建物の取り壊しなどにより、下水道の使用開始・中止をされる場合は、公共下水道使用（休止・廃止・再開）届出書を提出してください。

※届け出は直接窓口まで提出していただくか、電話・ファクスでも行うことができます。

* 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜・祝日および12月29日から1月3日の期間は受付を行っていません。

■下水道に関する工事の申し込み

下水道の接続工事や排水設備の改造・増設工事の申し込みは町の指定する工事店に依頼してください。指定工事店については、町ホームページなどでお知らせしています。

詳しいことは上下水道課まで直接お問い合わせください。

除雪

ふるさと整備課 Tel.0254-27-1961

町では、毎年除雪計画を定め、降雪時は午前3時から除雪を行い、歩道と車道の安全確保と町民生活の安定を図っています。

町営住宅、東山団地の入居案内

ふるさと整備課 Tel.0254-27-1961

二本松地内に、町が運営する東山団地（集合住宅2棟80戸）があります。

*入居資格

- 1 同居する者がいること
〈同居できる者〉
①親族、②事実上婚姻関係である者（婚姻予定がある場合も含む）
- 2 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること
- 3 市町村税の滞納のない者であること
- 4 確実な連帯保証人がいること
※入居者と同程度以上の収入があり、入居者が支払えなくなった場合に、代わりに支払う能力がある者

緑化推進事業

ふるさと整備課 Tel.0254-27-1961

家庭の緑化により豊かな潤いのある生活環境の実現を図るため、以下の支援制度を利用することができます。（事前申請が必要です。）

■苗木配布事業

住宅の新築、家庭の慶事（お子さまの誕生、新入学、結婚など）があった場合や家庭の緑化を推進する方に苗木の配布を行っています。

- *苗木の本数 一つの慶事などにつき2本以内
- *苗木の種類 ハマナス、モクレン、ハナミズキ、ヤマボウシなど

道路、公園・緑地などの

環境美化に取り組む団体を募集！

さわやかクリーンサポート事業

町民と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みです。

道路、公園・緑地など、町民が利用する公共施設の環境美化にグループにボランティアで取り組んでいただき、町がその活動を支援・PRするものです。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

木造住宅の耐震補助制度

ふるさと整備課 Tel.0254-27-1961

地震による住宅の倒壊などの災害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、旧耐震基準（昭和56年5月以前）で建築または工事着手された木造住宅の耐震化を促進しています。（事前申請がひつようです。）

必要なステップ

■耐震診断補助

申請者負担額：無料

■耐震設計補助

*補助額：耐震設計にかかる費用の2分の1以内（上限10万円）

■耐震改修補助

*補助額：耐震改修にかかる経費のうち、算出方法に基づいた額（上限65万円）

住宅建設資金貸付制度

産業観光課 Tel.0254-27-1953

町では、町民の持ち家促進と住宅建設関連業界の振興を図ることを目的として住宅建設資金貸付事業を行っています。

住宅を新築、増築または改築を予定している方で自己資金の不足する方は、一定の資格要件を満たせば限度額まで借りることができます。

消費生活相談

町消費生活センター Tel.0254-27-1958

買い物相談や商品購入などの苦情は、本来消費者と事業者の当事者間で解決すべき性質のものですが、事業者に苦情を持ち込んでも十分に受け入れてもらえず、お困りのときは、お気軽にご相談ください。

また、訪問販売では一定期間内（契約をされた日から8日以内）であれば、一方的に契約の解除ができるクーリング・オフ制度がありますので、契約書をお確かめください。取り消し手続きは、内容証明郵便でするのが最も安全で確実です。

農業・商業

農業委員会 Tel.0254-27-1964

産業観光課 Tel.0254-27-1953

農地

農業委員会

■農地の売買と転用

農地に次のような移動があるときは、農地法による許可などが必要です。

- ・農地を農地として、売買（贈与）または貸借するとき
- ・農地を農地以外の目的で、売買（贈与）または貸借するとき

*許可などの申請手続き

申請手続きに関しては、事前に農業委員会事務局へご確認ください。申請書類などについては町ホームページからダウンロードできます。

許可申請書の締切日は、原則として毎月10日（休日などの場合は前日）になっていますので、期日を厳守してください。市街化区域内農地の転用届け出および相続の届け出については、随時受け付けします。

*標準処理期間

農地法許可事務にかかる標準処理期間は概ね30日間です。ただし、案件の内容や他法令の許認可の状況によっては処理期間が30日を超える場合があります。

*農業委員会総会

毎月25日（休日などの場合は直近の平日）を基準日に開催されます。総会では許可などの審議が行われます。審議された内容は議事録で閲覧できます。

農業・林業

産業観光課

■農業振興事業

*事業名 農林水産振興事業

目的 農業経営体が規模拡大や生産コスト低減に必要な機械・施設の条件整備を行うことにより、所得の向上と安定した農業経営の確立を図る。

内容 農業機械・施設整備費の一部助成

*事業名 遊休農地対策事業

目的 概ね2年以上耕作されていない農地の解消を図り、良好な農地の保全・確保と有効利用を図る。

内容 遊休農地を取得（賃貸）する者または地区協議会（遊休農地所有者を含む3戸以上）へ解消に要する経費の一部助成

*事業名 水田農業確立対策事業（令和2年度まで）

目的 地域などの特性を生かした生産性、収益性の高い転作作物への作付を誘導し、組織化と栽培技術などの確立を図る。

内容 農家による売れる作物を作付し推進する経費の経費の一部助成

*事業名 農産物加工センター運営事業

目的 農産物加工品の研究・施策、製造・販売を促進し、特産品づくりを支援する。

内容

1. 指定管理者 聖籠地場物産株式会社
2. 加工室 漬物、味噌、餅（菓子）、米粉、包装の5作業室
3. 利用料金 各室半日1,100円（消費税込）
4. 開館時間 午前8時30分～午後5時30分
5. 利用対象者 町内に住所を有する個人、町内に住所を有する個人が1/2以上加入し組織する任意団体
6. 利用申込み 利用期日の3か月前～7日前

*電話番号 0254-20-7212

■農業融資

農家が農業経営の改善、近代化のため農業生産設備などの新設、改良や農機具、生産資材などを取得する場合、次のような制度融資を利用することができます。

*農業近代化資金

農業施設や農業用機械を取得し、生産向上を図るための融資制度です。規定要件などを満たしている農家であれば、低利な借入ができます。

*農業改良資金

農業改良普及センターなどの指導のもとに、新技術の導入、新たな農業部門や加工などのチャレンジ性のある取り組みに必要な資金が対象です。無利子で借入ができます。

*農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

認定農業者が経営改善を行う上で必要となる長期資金の融資が対象で、該当者は低利な借入ができます。

■農業振興地域とは

市街化区域を除くほとんどが農業振興地域に指定されています。そのうち特に農業振興を図っていく地域として、農用地区域を指定しています。

農用地区域では、原則として農業目的以外では利用できません。

■認定農業者制度

町が策定した「基本構想」に基づき、農業経営の目標を設定し、経営の改善を計画的に進めようとする農家の『農業経営改善計画』を町が認定し、この計画が確実に達成されるよう支援策などを実施し、担い手確保・育成を図る制度です。

なお、認定申請書の受け付けは、農業委員会で行っています。

■伐採届・林地開発許可申請

県が策定する地域森林計画の対象となる民有林（保安林を除く）の立木を伐採する場合には、あらかじめ町に伐採届を提出しなければなりません。

また、開発面積が1haを超える場合は、県の林地開発許可が必要となります。

■森林の土地所有者届出制度

森林の土地所有者が相続などにより変更した場合は、町に届出が必要となります。

■松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理補助金

聖籠町森林整備計画で指定された保全すべき松林以外の土地（宅地など）において、松くい虫被害木の伐倒駆除（くん蒸）を行った方に、35,000円を限度に補助対象経費の2分の1の補助を行います。

詳しくは、役場産業観光課にお問い合わせください。

商業
産業観光課

■中小企業のための融資制度

町の中小企業の育成振興を図るため、制度融資を設けています。詳しくは、役場産業観光課にお問い合わせください。

資金名	貸付限度額	貸付期間
地方産業育成資金	1000万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内
中小企業振興資金	400万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内
中小企業不況対策特別資金	1000万円	運転資金6年以内

■小規模企業のための助成制度

* 聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金

町では、小規模企業（従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下））の起業・創業を支援するため、助成制度を設けています。法人の設立による場合は30万円、それ以外の場合は10万円を限度に補助対象経費の2分の1以内の補助を行います。

詳しくは、役場産業観光課にお問い合わせください。

ふれあい農園

産業観光課

土とふれあい野菜や草花を栽培することによって、農業への理解を深めてもらうことを目的としています。

- * **利用期間** 毎年4月1日～翌年3月31日
(更新手続きにより継続利用可)
- * **利用対象者** 町内・町外問わずどなたでも利用できます。
- * **利用申込** 役場産業観光課で申し込みを受け付けます。
- * **利用料金** 1㎡あたり年間150円
農園の標準貸出農園（1区画30㎡～48㎡、全93区画）と車イス用プランター（車イス利用者専用、1区画3㎡～4㎡、全5区画）

交流館『杜』

産業観光課

住民の交流施設および情報発信施設として、和室や茶室などを備えた交流館を運営しています。各種団体の会合、また、町民会館・野球場・テニスコートなどへお越しの際には交流・研修・休憩などにご利用ください。

- * **所在地** 聖籠町大字諏訪山1280
- * **利用申込** 町民会館で申し込みを受け付けます。
- * **利用料金** 無料
- * **利用時間** 午前9時～午後9時30分
- * **休館日** 毎週月曜日および年末年始（12/29～1/3）



生涯学習

生涯学習

- ◆社会教育課（町民会館内） TEL0254-27-2121
- ◆スポネットせいろう TEL0254-27-1515

皆さんの生涯学習をサポートします

社会教育課では、町民の皆さんの様々な学習要望に応えるための事業展開と施設充実に取り組んでいます。ここでは、活動の母体となる施設や団体などを紹介します。詳しくは町ホームページ、毎月発行の「社会教育だより」をご覧ください。か、社会教育課へお問い合わせください。

■文化に親しめる施設

施設名	所在地	開館時間	休館日	料金	その他
公民館	諏訪山 1280	午前9時 ～午後9時30分	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12/28～1/3	有料	学習・講座・講演などあり
亀代地区公民館	次第浜 5431				
文化会館	諏訪山 1280				座席 710 席
結いハート聖籠	諏訪山 1560-3				公民館第1分館 青少年交流センター
蓮のギャラリー	蓮野 1943-12	午前9時30分 ～午後7時	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12/28～1/4	有料	貸しギャラリー
蓮のギャラリー 創作工房	蓮野 1943-12			有料	
民族資料館	諏訪山 1560-3	午前9時 ～午後4時		無料	

■聖籠町指定文化財

指定区分・種別	名称	所有者（管理者）	備考
有形文化財 ・ 建造物 ・ 彫刻 ・ 書跡 ・ 工芸品 ・ 絵画	二王門、観音堂、十一面観世音菩薩、二王尊、五部秘経、観世音縁起、宝篋印塔、宝剣、青不動、大元帥、大日如来、天神の図、鶴の図	宝積院	
有形文化財 ・ 建造物	大野家表門、絆己楼	個人	
記念物 ・ 史跡	旧市川神社境内地	町	
	日枝神社境内地	日枝神社	
記念物 ・ 天然記念物	根上がり松	町	推定樹齢 800 年
無形文化財 ・ 民俗芸能	蓮湯神楽	蓮湯神楽保存会	
	亀塚練馬	亀塚集落	
有形文化財 ・ 古文書	安達家文書	町教育委員会	

■運動に親しめる施設

施設名	所在地	開所時間	休日	料金	その他
総合体育館	諏訪山 1280	午前9時～午後9時30分	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12/28～1/4	有料	一般開放日あり アリーナ ランニングコース
〔トレーニングルーム〕		午前9時～午後9時（日曜・祝日は午前9時～午後5時）		有料	マシントレーニング ・専門種目
〔柔・剣道場〕		午前9時～午後9時30分		有料	
聖籠野球場	諏訪山 1288	午前9時～午後9時	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、冬期間閉鎖	有料	
次第浜野球場	次第浜 4164-319	午前9時～午後5時	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、冬期間閉鎖	有料	
藤寄体育館	藤寄 3183	午前9時～午後9時30分	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12/28～1/4	有料	
町民会館前 テニスコート	諏訪山 1280	午前9時～午後9時	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、冬期間閉鎖	有料	照明あり 人工芝コート4面
亀代地区多目的 屋内運動場	網代浜 1472-2	午前9時～午後9時	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12/28～1/4	有料	人工芝コート
蓮野地区多目的 屋内運動場	蓮野 1942				
山倉地区多目的 屋内運動場	諏訪山 652-9				
スポアイランド聖籠	諏訪山 1714-1	午前9時～午後9時	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、芝生育成のため随時、12/28～1/4	有料	照明あり

■学校施設の開放

社会体育の普及振興のため、スポーツを定期的、継続的に利用する町内在住・在勤の団体を対象として、町内小・中学校の体育館を開放しています。利用を希望する団体には、年度当初に団体登録をしていただき、施設ごとに利用日などの調整のうえ利用していただきます。

■施設の利用案内

総合体育館をはじめとする各施設の利用については、火曜日から日曜日（休館日、祝日を除く）の午前8時30分から午後9時30分までの間に町民会館などで手続きをしてください。

施設名	電話番号
亀代地区多目的屋内運動場	0254-27-5019
蓮野地区多目的屋内運動場	0254-27-2511
山倉地区多目的屋内運動場	0254-27-1786
藤寄体育館	0254-27-8136

生涯学習—主な活動

■スポーツ

町では「スポーツに満ちたまち 明るく豊かなまち」を目指しています。町民が「だれもが」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」気軽にスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブNPO法人スポネットせいらうや本町をホームタウンとするアルビレックス新潟、国内唯一のサッカー総合専修学校JAPANサッカーカレッジと連携しながら、毎年、体育の日に行っているスポレク祭をはじめ、各種スポーツに関するレクリエーションやイベント、大会、教室を数多く開催しています。

主なスポーツ教室（スポネットせいらう）

太極拳、ヨガ、ピラティス、ボクサーシェイプアップ、障がい者スポーツ、ヒップホップダンス、ハワイアンフラ、スキー、スノーボード など

町スポーツ少年団団体

野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、柔道、剣道、空手

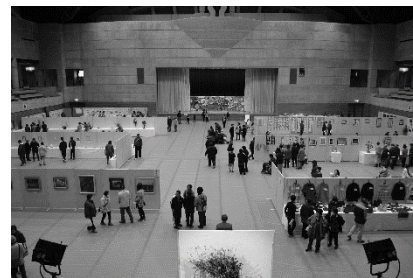
■文化

公民館と文化会館の複合施設である町民会館を中心として、地区公民館やギャラリー・創作工房など、様々な文化施設があります。これらの施設では、子どもには週末体験くらぶ事業や少年少女合唱団、青年には町の将来を考えるまちづくり創生大学、高齢者には1年間様々な事業や旅行を楽しむ聖山大学など、各世代のニーズに合わせた様々な公民館事業を行っています。

また、これらの施設を利用し活動しているサークルも多くあり、町文化祭などが発表の場となっています。

主なサークル

囲碁、将棋、短歌、俳句、刻字、古文書、写真、手芸、書道、陶芸、パッチワーク、絵手紙、絵画、お茶、生け花、フラワーアレンジメント、軽音楽、コーラス、ハーモニカ、舞踊、よさこい・ダンス、和太鼓、バレエ など



「仲間づくりやサークルに入ってみたい」「スポーツを始めてみたい」という方は、町民会館（TEL0254-27-2121）、スポネットせいらう（TEL0254-27-1515）にお気軽にお問い合わせください。

図書館

所在地：諏訪山 1560 番地 1 TEL0254-27-6166

■利用案内

開館時間	休館日	貸出
火～金 午前9時30分～午後7時（※1） 土・日 午前9時30分～午後5時 ※1：12月・1月・2月（冬期）は午後6時まで ※2：特別開館する祝日は午前9時30分～午後5時	<ul style="list-style-type: none"> 毎週月曜日 国民の祝日（4/29, 8/11, 11/3を除く） 毎月最終金曜日（図書整理日） 年末年始（12/28～1/3） 特別整理期間（蔵書点検）※2月中 	一人10点まで、2週間借りられます。（視聴覚資料は2点まで）

図書館には、「飲食コーナー」や「学習スペース」、靴を脱いでリラックスしたり声に出して読んだりしても大丈夫な「おはなし室」などがあり、設備が充実しています。また、定例イベントとして未就園児向けの絵本の読み聞かせなどを行う「ぐるんぱの部屋」を第2・4火曜日、午前11時から開催しているほか、様々なイベントを開催していますので、詳しくは図書館ホームページや毎月発行の「社会教育だより」をご覧ください。あらゆる世代、あらゆる目的の人たちが、本と過ごす豊かな時間と空間を共有できる場所です。図書館に来れば、とっておきの一冊ときっと出会えるはずです。



▲飲食コーナー



▲おはなし室



▲学習スペース

■図書館ボランティア

毎月第2土曜日、午前11時からボランティア団体「赤いふうせん」による「紙しばい会」があります。そのほか、植栽や図書館装飾などを行うボランティア団体が活動しています。詳しくは図書館までお問い合わせください。

人生すくすくガイド

妊娠から赤ちゃん誕生まで

◆保健福祉課 Tel.0254-27-6511 ◆町民課 Tel.0254-27-1952
◆子ども教育課 Tel.0254-27-1965 ◆長寿支援課 Tel.0254-20-7433

妊婦さんのために

■妊娠したら妊娠届

できるだけ早い時期に医師の診断を受け、保健福祉課（町保健福祉センター内）へ妊娠届を出しましょう。必要書類の交付と各種事業のご案内をします。届出の際は、健康保険証・印鑑・マイナンバーのわかるものをお持ちください。

1. 母子健康手帳の交付

妊娠届時に交付されます。お母さんと赤ちゃんの健康の記録として活用してください。

2. 妊婦健康診査受診票の交付

妊婦一般健康診査受診票 14枚

妊婦健康診査の無料券です。妊娠週数に合わせて受診票を使用してください。健診項目以外の検査は実費となります。

3. 妊産婦医療費助成制度

妊婦が病気にかかった場合、支払った医療費の一部を助成します。

赤ちゃんが生まれたら

おめでとうございます。

出生届をはじめ各種の届出などが必要になります。

■出生届について

生まれた日から14日以内に役場町民課窓口へ届出してください。（届出の場所は、出生地、本籍地、住所地または一時滞在地（里帰りしているところ）のいずれかになります。）

下記の申請手続きを行います。

1. 出産育児一時金支給申請

国民健康保険加入者の方（母親）に出産育児一時金を支給します。（社会保険の方は各職場での申請となります。）

2. 子ども医療費助成制度

0歳から高校卒業年度の3月31日まで、医療費の一部を助成します。出生届（役場町民課）の際に申請してください。

※手続きに必要なもの

・健康保険証 ・印鑑 ・母子健康手帳

■国民健康保険の加入手続き

国民健康保険の加入者については、お子さんが生まれたときに加入しましょう。印鑑と保険証を持参のうえ、役場町民課で手続きを行ってください。

■児童手当の認定請求

生まれた日の翌日から起算して、15日以内に申請してください。申請が遅れた場合、支給できない月が生じてしまう場合があります。

※手続きに必要なもの

- ①請求書（父母どちらもいる場合、生計維持の程度が高い方）の健康保険証
- ②印鑑
- ③預金口座のわかるもの（請求者の名義）
- ④（第1子出生または転入の場合）請求者と配偶者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードもしくは通知カードおよび申請者の本人確認書類（運転免許証など））

※手続き先 子ども教育課

詳細は次ページ「児童手当」をご覧ください。

■健やか子育て誕生祝金

出産した方または親権者に誕生祝金を支給します。ただし、1年以上町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方です。当該乳児以前に出産した子が死亡しているときは、生存する子の順位とします。

*支給額

- ・第1子～第3子 50,000円
- ・第4子 100,000円

■健やか子育て支援金

第4子以降で義務教育就学前の乳幼児を養育する親権者に支給します。ただし、1年以上町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方。

*支給額 5,000円（月額）

■新生児聴覚検査費用の助成

保険外の新生児聴覚検査に要した費用に対して6,000円まで助成します。ただし、検査費用がこれに満たないときは、その額とします。

※手続きに必要なもの

- ①医療機関が発行する領収書および明細書
- ②母子健康手帳（聴覚検査の結果が確認できるもの）の写し
- ③印鑑（認印）
- ④通帳など振込先口座がわかるもの

※手続き先 保健福祉課（町保健福祉センター内）

■**予防接種料の助成**

任意予防接種料の助成を行います。詳細は次ページ「予防接種」をご覧ください。

■**新生児・産婦への訪問**

生後1か月までに、助産師が訪問します。

■**2か月児訪問・就園前の転入児訪問**

地区担当の保健師が訪問します。

■**妊娠からお子さんの健診まで**

※各事業の案内や問診票は、事前に郵送されます。
各日程は広報や町ホームページにも掲載します。

	事業名	対象
妊婦期	マタニティ教室	妊娠 5~7 か月頃の妊婦
お子さんの健診	乳児健診	4か月・7か月児
	育児学級	4~5か月児
	1歳2か月児むし歯予防教室	1歳2~3か月児
	1歳6か月児健診	1歳6~7か月児
	2歳児親子歯科健診	2歳0~1か月児
	2歳6か月児歯科健診	2歳6~7か月児
	3歳児健診	3歳0~1か月児
	3歳6か月児歯科健診	3歳6~7か月児

■**あそび教室**

あそびを通してしっかり子どもと向きあい、母と子の愛着関係を形成する場です。

■**児童手当**

児童手当は、中学校修了前の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に支給されます。出生・転入などにより新たに受給資格が生じた場合や、転出などにより新たに受給資格がなくなった場合は手続きが必要です。

児童手当は、原則申請の翌月分から支給されます。ただし、月末の出生・転入などで月内に申請することができない場合は、誕生日・転出日の翌月分から支給されます。

* **受給対象者**

中学校修了前の児童を養育し、聖籠町に住民登録のある方。父母がともに児童を養育している場合は、原則として生計中心者（恒常的に所得の高い方）が対象となります。

* **支給手当月額（1人あたり）**

対象となる児童の年齢等	所得制限 限度額未満	所得制限限度額 以上(特例給付)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳~小学生(第1、2子)	10,000円	
3歳~小学生(第3子以降)	15,000円	
中学生	10,000円	

※児童手当でいう第1子、第2子、第3子とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる子どもの中で、何番目にあたるかを表します。

* **支給月** 2月・6月・10月にそれぞれ前月分までが支給されます。

* **手続きに必要なもの**

前ページ参照してください。

※このほかに必要な書類がある場合は、窓口でご案内します。

※手続き先 子ども教育課

■**児童扶養手当**

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の、生活の安定と自立の促進のために支給する手当です。

支給された手当は、児童の健全な育成のために使わなければいけないものとされています。

* **手当の額**

区分	令和2年4月~
全部支給	月額 43,160円
一部支給	月額 43,150円~10,180円

上記は、対象児童が1人の場合の手当額です。物価スライドにより改定されることがあります。

一部支給額は所得額に応じて決定されます。

児童が2人の場合は、上記金額に以下の額が加算されます。

2人目	全部支給	月額 10,190円
	一部支給	月額 10,180円~5,100円
3人目以降	全部支給	月額 6,110円
	一部支給	月額 6,100円~3,060円

* **支給月** 1月・3月・5月・7月・9月・11月

* **手続きに必要なもの**

- ・申請者および対象児童の戸籍謄本
- ・申請者名義の預金通帳
- ・世帯全員分のマイナンバーの通知カードおよび来庁される方の身分証明書（もしくはマイナンバーカード）
- ・印鑑
- ・年金手帳

このほかに請求事由により書類が必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※手続き先 子ども教育課

■**ひとり親家庭等医療費の助成**

児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）がいるひとり親家庭の父、母、養育者、子が、病院などで診察を受けたときの医療費の一部を助成します。（※所得制限あり）

予防接種

接種対象者には「予防接種のお知らせ（予診票）と説明書」を個人通知でお知らせします。対象年齢を過ぎると自費となりますのでご注意ください。

■乳幼児・学童・生徒の定期予防接種の一覧表（無料）

種類		接種対象者		接種方法
BCG		1歳未満		1回接種
四種混合	1期 (DPT-IPV)	初回	生後3か月～7歳6か月未満	20～56日(3～8週)の間隔において
		追加		3回接種
二種混合	2期(DT)	11歳～13歳未満		1回接種
麻しん・風しん (MR混合ワクチン)		1期	生後12か月～24か月未満	1回接種
		2期	5歳以上7歳未満(こども園年長児)	1回接種
日本脳炎(注)		1期 初回	生後6か月～7歳6か月未満	6～28日(1～4週)の間隔において
		1期 追加		2回接種
		2期	9歳以上13歳未満	1回接種
ヒブワクチン		初回	生後2か月以上5歳未満	27日以上の間隔において3回接種
		追加		1回接種
小児用肺炎球菌		初回	生後2か月以上5歳未満	27日以上の間隔において3回接種
		追加		1回接種
水痘(水ぼうそう)		1歳～3歳未満		2回接種(3か月以上の間隔)
B型肝炎		初回	出生後～1歳	27日以上の間隔において2回接種
		追加		1回接種

(注) 接種の積極的干渉の差し控えにより平成9年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方は20歳までの間は定期接種として受けることができます。

■任意の予防接種助成一覧表

接種が終わりましたら、保健福祉課(町保健福祉センター内)で手続きを行ってください。手続きには印鑑・医療機関の領収書・母子手帳・振込先の口座番号が確認できるものが必要になります。

種類	助成期間	助成対象者		助成内容
ロタウイルス	通年	ロタリックス	生後6週～24週の乳児	7,500円(上限)×2回
		ロタテック	生後6週～32週の乳児	5,000円(上限)×3回
インフルエンザ	10月～3月	接種日で生後6か月～中学生		生後6か月～小学生 年度2回(1回上限1,500円の助成)
		妊婦		中学生 年度1回(上限1,500円の助成)
おたふく風邪	通年	接種日で1歳～就学前		1回(上限2,000円の助成)
高齢者肺炎球菌ワクチン	通年	65歳以上		1回(上限3,000円の助成)

■里帰り出産などにより、県外で定期接種を受けた場合

接種が終わりましたら、保健福祉課(町保健福祉センター内)で手続きを行ってください。手続きには印鑑・医療機関の領収書・母子手帳・振込先の口座番号が確認できるものが必要になります。

保育園

◆子ども教育課

親の共働きまたは家族の病気などにより、家庭で保育できない場合、親に代わって保育します。

■入園できる児童

- * 聖籠こども園
- * 聖籠はじめ保育園
- * まごころ保育園せいらう
- * まごころ保育園ひがしこう
生後2か月から2歳児までの乳幼児

■保育時間

- * 聖籠こども園
- * 聖籠はじめ保育園
- * まごころ保育園せいらう
- * まごころ保育園ひがしこう
午前7時～午後7時

■休園日

日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

■入園受付

次年度の4月から10月の入園の受け付けは、毎年秋季発行の広報せいらうでご案内します。定員に余裕がある場合は、随時募集を行います。

■提出書類

入園申請書・家庭調査票・勤務証明書など
提出先は、子ども教育課です。

■入園決定

2月上旬に入園合否決定の通知をします。

■保育料

父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の所得税、町民税の課税額により決定します。（0円～40,400円）

- そのほか詳しくは、子ども教育課子ども・子育て支援係保育所担当までお問い合わせください。

■一時保育事業

◆聖籠こども園 TEL0254-27-3322

聖籠こども園では、子育て支援事業として「一時預かり」を行っています。保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、ご利用ください。

*対象

聖籠町に住所を有し、生後7か月以上から小学校就学前までの乳幼児

*利用条件

- (1) 保護者の傷病、災害、自己、出産、看護、介護および冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、緊急かつ一時的に家庭における保育が困難となる場合
- (2) 保護者の労働、職業訓練、修学などにより断続的に家庭における保育が困難となる場合
- (3) その他、特別な事情で保育が困難な場合は、園にご相談ください。

*利用できる日時

月～土曜日（祝日、年末年始を除く聖籠こども園の開園日）
午前7時から午後7時まで

*利用できる日数 月14日まで

*利用料金など

- (1) 利用料

・満1歳未満	4時間半を超える場合	1回	2500円
・満1歳未満	4時間半以内	1回	1250円
・満1歳以上	4時間半を超える場合	1回	2000円
・満1歳以上	4時間半以内	1回	1000円
・延長料金			
	午後4時31分を過ぎた場合	1回	100円
- (2) 給食費 1食 200円

給食希望の方は利用日前週の火曜日までに申し込みをお願いします。

それ以外の場合はお弁当を持参していただきます。

*利用方法

直接聖籠こども園にお申し込みください。
（午前8時30分～午後7時）

*申し込みが多数の場合、利用をお断りさせていただく場合があります。

*必要なもの

申請書、健康保険証、印鑑、利用料、生活票（年度内に始めて申し込む方）

※申請書、生活票は聖籠こども園にあります。

■病児・病後児保育事業

町では、就労などにより、病期中（病児）または病気回復期（病後児）にある児童を家庭で保育ができない方を対象に、医療機関内に付設された施設において一時的な保育事業を実施します。

*対象児童

- ①町に住所を有する小学6年生までの児童
 - ②病期中・病気回復期のため、集団保育などが困難な児童
 - ③保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な児童
- ※①～③のすべての条件を満たす児童

*利用可能日時

- ①月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日および12/29から1/3日は休業）
- ②利用可能日数は、原則として1病気につき連続7日（土日・祝日を除く）まで

*対象疾患

児童が日常かかりやすい病気（かぜ、消化不良）、感染症の病気（麻しん、風しん、水ぼうそうなど）、慢性の病気（ぜんそくなど）、その他（やけど、骨折などの外傷性疾患）

（注）病後児保育については、回復期にあり感染力はないが体力などもなく、まだ集団保育ができないと医師などが判断した場合に限る。

*受入可能児童数 3人

ただし、感染症などの蔓延時においては、大変込み合うことが想定されることから、利用できない場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

*利用料

1利用ごとに2000円（医療機関に受診した場合は別途料金が必要）。ただし、次の世帯には減免措置があります。（利用時に証明書の提出が必須）

- ①生活保護世帯は無料（生活保護法による保護受給証明書の提出が必要）
- ②町民税非課税世帯は1000円（町民税の課税証明書の提出）

※利用料は、利用した日に施設へ直接納入していただきます。

*当日利用時に必要なもの

- ①利用申込書
- ②利用連絡票（かかりつけの医療機関などから交付されたもの）
- ③減免を希望される場合は減免決定通知書
- ④子どもの朝の様子（記入票）
- ⑤その他（処方された薬（お薬手帳）、昼食・おやつ・飲み物（水以外の場合は、薬服用のための水も持参）、箸、フォーク、スプーン、エプロン、おしぼり、歯磨きセットなど、おもちゃ（お子様が日常愛用していて安心するおもちゃ）、DVDなど、着替えとタオル、ビニール袋、オムツ（販売しています。詳しくは保育園にお問い合わせください）

※申込用紙などの必要書類は、聖籠あおい保育園および子ども教育課に用意しています。

***実施施設 新潟聖籠病院内「聖籠あおい保育園」
聖籠町大字蓮野 5968-2 TEL025-256-1010**

■子育て支援事業

聖籠こども園では、子育て支援事業としてすくすくサロン「さくらんぼ」を開催しています。在宅で子育てをしているすべての親子が対象です。

お子さんの遊び場として、お家の方の仲間づくりや出会いの場として園を開放しています。

- ・ **開放日時** 月曜日～土曜日（祝祭日・お盆・年末年始は除く）午前8時30分～11時30分/午後3時～5時
※日程の詳細については毎月のおたよりでお知らせします。
- ・ **費用** 無料
- ・ **内容**
 - ◆親子あそびを通して、親子のつながりを深めながら、お子さんの感性や能力を伸ばします。
 - ◆いろいろな人とかわりながら、情報交換や仲間づくりを行う場です。
 - ◆子育ての悩みごとなどを相談できる場です。
 - ◆子育てに役立つ情報がたくさんあります。
- ・ **主な内容**
 - ※測定日・お話タイム（毎週火曜日）
 - ◇第1火曜日…0歳児から1歳6か月児
 - ◇第2火曜日…1歳7か月児以上
 - ◇第3火曜日…絵本や紙芝居の読み聞かせ
 - ※子育て相談
 - ◇第1火曜日または随時応じています。
 - ※親子ふれあいタイム
 - ◇毎月2回・各年齢や縦割りの年齢でふれあって遊びます。（行事・制作・リズムなど）
 - ※お父さんもおいでよ
 - ◇毎週土曜日・お父さんも一緒に親子で遊びましょう。
 - ※離乳食試食会
 - ◇毎月1回・前期、中期、後期離乳食児を対象に行います。
 - ※その他
 - ◇季節の行事（春の会・七夕会・秋の会・クリスマス会・ひなまつり会など）や講話（看護師や栄養士の講話・親子体操・救急教室・交通安全教室など）も予定しています。
 - ※絵本の貸出を行っています。
 - ◇大人向けの雑誌や子ども向け絵本の貸し出し

こども園（幼稚園）

◆子ども教育課

■こども園の概要

平成 17 年から、聖籠町立幼稚園が聖籠町立こども園と名称を変え、保護者のニーズにあった保育時間を選択できるようになりました。保育料は、保育時間によって決まります。通常保育（月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分～午後 3 時）は幼稚園教育を実施し、早朝・延長保育・土曜保育・長期休業保育は希望に応じて行っています。

預かり保育は、異年齢と家庭的な雰囲気のなかで、安全な保育支援を心がけています。

■閉園日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

■名称と通園区域

名 称	住所／電話	園 区
蓮野こども園	蓮野 1930-1 0254-27-8533	蓮野小学校区
蓮潟こども園	蓮潟 2890-2 0254-27-5015	山倉小学校区
亀代こども園	次第浜 2963 0254-27-8361	亀代こども園

■入園資格

聖籠町に在住している 3 歳児から小学校就学前までの幼児。

■保育時間と保育料

保育料は保育時間で決まりますので選択区分 1～6 の中から 1 つ選ぶことになります。

土曜保育は保育を希望する時間をお知らせください。

選択区分	保育区分	保育料(月額)	
		通常	8月のみ
1	通常保育 (8:30～15:00)	0 円	4,000 円
2	長時間保育 (8:30～17:30)	1,000 円	5,000 円
3	長時間＋延長保育 (8:30～19:00)	2,000 円	6,000 円
4	早朝＋長時間＋延長保育 (7:00～19:00)	2,500 円	6,500 円
5	早朝＋長時間 (7:00～17:30)	1,500 円	5,500 円
6	早朝＋通常保育 (7:00～15:00)	500 円	4,500 円
一時預かり保育 (土曜含む) 7:00～19:00	4 時間未満	200 円／日	
	4 時間以上 7 時間未満	300 円／日	
	7 時間以上	400 円／日	
長期休業日保育 7:00～19:00	夏休み: 7/25～31 (一時預かり)、8/1～31 (選択区分) (一時預かりも可) 冬休み: 12/25～1/7 (一時預かり) 春休み: 3/26～4/5 (一時預かり)	上記の 8 月選択区分または一時預かり保育料のとおり	

■聖籠町そだちの家

蓮潟こども園の敷地内にある、預かり保育で使用している施設です。

こども園が使用していない時間帯は、交流施設として一般の方も利用できます。

開館時間	料金	施設内容
月曜から金曜日の 午前 9 時から午後 2 時（年末年始を 除く）	有料 (2 時間 1,000 円)	平屋建て 大広間 70 畳

小・中学校

■小・中学校への新入学の案内

入学予定者の保護者に、入学する年の 1 月末に、保護者あてに就学通知書を送付します。

就学通知書が届かないなど不明な点がありましたらご連絡ください。

■入学前健康診断

入学前年の 9 月中に、住民基本台帳をもとに翌年入学の対象となる児童の保護者あてに「就学時の健康診断の通知書」が送付されます。健康診断は、9 月中旬から 10 月にかけて行われます。

指定された学校で必ず受けてください。

■転入学の手続き

居住地によって通学区が決まっていますので、住民票の異動届をした後、子ども教育課で手続きを行ってください。

■小学校・中学校一覧表

学校名	所在地	電話番号
蓮野小学校	蓮野 1687	0254-27-2508
山倉小学校	山倉 688	0254-27-2504
亀代小学校	次第浜 4614	0254-27-2029
聖籠中学校	蓮潟 366-1	0254-27-7080

就学援助制度

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、教育費などの一部を援助します。

■就学援助を受けることができる方

小・中学校に通学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに当てはまる方

- ・生活保護を受けている方
- ・生活保護を受けている方に準ずる程度に生活が困難である方

■援助費目

- ・学用品費
- ・通学用品費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・修学旅行費
- ・学校給食費
- ・生徒会費
- ・PTA会費

※生活保護を受けている方は、「修学旅行費」のみ。

■申請時期

6月・9月

給食の実施

こども園（幼稚園）・小学校・中学校では、給食を実施しています。給食費は、8月を除く毎月保護者から次の月額で納めていただきます。年度末に一食あたりの額に給食回数を乗じて精算します。また、こども園では夏季長期休業期間中に保育を希望された園児には特別に給食を実施しています。

こども園児	月額4,200円(1食あたり235円)
小学生	月額4,700円(1食あたり270円)
中学生	月額5,300円(1食あたり320円)

教育、子どもに関する相談

■適応指導教室（フレンドルーム）

不登校などで学校生活に適応できない児童生徒に対して、学校と異なった環境の中で教育相談や体験活動などを実施し、児童生徒の自立や集団生活への復帰を援助、指導しています。

開設場所：聖籠町大字諏訪山 1560 番地 3
結いハート聖籠内（Tel27-3977）

開設期間：祝日・長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）
を除く月曜日から金曜日まで

開設時間：午前9時30分～午後3時

■子ども家庭相談センター（子ども教育課内）

概ね18歳未満の子どもとその家族などを対象に、子どもに関する相談に適切かつ迅速に対処しています。

開設日：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

開設時間：午前8時30分～午後5時15分
Tel0254-27-7082

育英資金貸与制度

町では、将来を担う人材育成を目的として、大学から各種専修学校までの幅広い学生を対象に、育英資金の貸与制度を設けています。

■貸与を受けることができる方（次の事項すべてに当てはまる方）

- ・聖籠町に2年以上住所のある方の子弟
- ・大学、短期大学、高等専門学校、各種専修学校の専門課程の入学生または在学生
- ・修学に十分たえ得る方で、成業可能と思われる方
- ・経済的理由により修学が困難な方
- ・聖籠町育英資金の貸与を一度も受けていない方
- ・（独）日本学生支援機構・地方公共団体などの他の奨学金を受けていない方または受ける予定のない方

■貸与の額

*貸与月額

自宅からの通学…4万円以内

自宅外からの通学…6万円以内

*一時金（入学年度に限る）

大学…50万円以内

短期大学・高等専門学校・各種専修学校
…30万円以内

■貸与期間

貸与決定の月から卒業までの最短年度まで

■育英資金の返還

育英資金は、貸与期間終了後1年間の猶予期間を置き、最長10年以内に年賦または半年賦で返還していただきます。また、繰り上げ返還をすることもできます。

なお、この育英資金には利子は付きません。

児童クラブ・児童館

◆子ども教育課 TEL0254-27-1965

児童クラブ

昼間保護者などが就労または病気などで、児童の保育ができない家庭の小学1年生から6年生までの児童を対象に、遊びを通じて児童の健全育成を推進するもので、安心して子どもを産み育てることができるよう町内の3施設で運営しています。指導員が学校の宿題・工作活動・遊びの指導を行っています。

利用については、登録制による通常入会のほか急な仕事、病気、冠婚葬祭などで児童の面倒が見れなくなった場合に利用できる緊急一時入会事業があり、緊急一時入会事業は月8日を限度に利用が可能となっています。

■開設時間など

平日：午後1時～6時まで

土曜：午前7時30分～午後6時まで

学校長期休業日：午前7時30分～午後6時まで

就労の都合により、最大午後7時まで利用可能

*利用対象者

小学1年生～6年生

*費用

○通常入会者 月5,000円

○一時入会者 4時間未満 200円

4時間以上 300円

*開設場所

蓮野児童クラブ 蓮野 1510

山倉児童クラブ 桃山 753 (山倉小学校敷地内)

亀代児童クラブ 次第浜 4614-1 (亀代小学校敷地内)

児童館

楽しい遊びや地域活動を通して子どもたちが健やかに成長できるようにお手伝いをする施設です。

■開館日および時間

*亀塚児童館 毎週月曜～土曜日

(祝日・8/13～15、12/29～1/3を除く)

※上記のほか、必要に応じて開館します。

■対象

乳幼児～18歳未満の児童など

児童館名	所在地	電話番号
亀塚児童館	亀塚 21-7	0254-27-2478

大人になったら

成人式

◆社会教育課 TEL0254-27-2121

聖籠町の成人式は、帰省時期にあわせ、毎年8月に開催しています。成人を迎えられた皆さんの門出を祝福します。

*開催日 8月 (詳細な日程は社会教育だよりなどでお知らせします。)

*会場 聖籠町文化会館

*対象者 開催年の年度中に21歳を迎える聖籠中学校の卒業生および町内在住者に、事前に案内文書を郵送します。

国民年金

◆町民課 TEL0254-27-1952

■20歳になったら国民年金の加入手続きを

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人で、厚生年金に加入していない人は、すべて国民年金に加入することになります。20歳を迎えた方には、日本年金機構からお知らせが届きます。

国民年金の資格取得や喪失、種別変更などがあった場合は、必ず町民課へ届出してください。

・加入者(被保険者)は次の3種類(強制加入)

種類	加入期間	対象者
第1号被保険者	20歳～60歳未満	自営業、農林漁業、自由業、学生などで、現在、厚生年金保険や共済組合に加入していない人、サラリーマンの奥さんなどで収入があって、ご主人などに扶養されていない人
第2号被保険者	70歳未満	厚生年金加入者(船員を含む)、共済組合員
第3号被保険者	20歳～60歳未満	第2号被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの奥さんなど)

■国民年金保険料は

20歳から60歳までの40年間保険料を納めることになっています。

10年以上納めないと老齢基礎年金は受給できません。納め忘れのないようにしてください。

また、所得の少ない人や病気・けがなどで、保険料を納めることが困難な人は、申請により保険料の納付が免除される、免除制度があります。

免除された期間は、年金を受ける権利が保証されますが、年金額はその間減額されます。ゆとりができ、免除期間の保険料を後で納めたいときは、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

■口座振替制度

保険料は、金融機関から口座振替できます。口座振替は、わざわざおさめに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。手続きは、預金通帳と届出印を持って、お近くの金融機関(郵便局も含む)で行ってください。

■各種住民健診

毎年1月下旬～2月上旬に各世帯に住民健診の申込書を配布し、回収します。申し込みは、随時電話でも受付します。住民健診時期の一か月前に、申込者へ受診案内を発送します。

●各種住民健診一覧表 ※健診日程・会場・各料金はお問い合わせください。

	種 類 (対象年齢)	説 明
総合健診(各種健診・検診を同日同会場で受けられます)	胸部レントゲン検診 (40歳以上)	結核・肺がんの検査です。65歳以上の方は、感染症法により義務付けられています。病院等で受ける予定のない方は町で受けましょう。40歳以上の方は肺がん検診として受けましょう！
	肺がん検診 (40歳以上)	喀痰検査です。40歳以上でアスベスト等を扱うお仕事をされていた方、50歳以上でタバコを多く吸われる方が対象です。レントゲンでは写りにくい部位のがんを発見するために、3日間痰をため、培養して検査します。※必ずレントゲン検査と併用で検査します。
	特定健診 (20歳以上)	循環器系の検査です。問診・尿検査・身体計測・腹囲測定・血液検査・心電図・眼底検査などを実施します。糖尿病や高血圧などの生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣の見直しや重症化予防に役立てましょう。
	肝炎ウイルス検診 (40歳以上)	日本では、B型・C型肝炎ウイルス感染による肝炎患者が多く、感染していても、自覚がない方が多数存在すると推定され、少なくとも1回は検査を受ける必要があります。過去に受けたことのない方は、この機会にぜひ受けましょう。健診会場で申し込みを受け付けます。
	胃がん検診 (40歳以上)	バリウムを飲んで、レントゲン写真を撮ります。胃がんの死亡率は、男性が女性の約2倍です。40歳を過ぎたら、年に1回必ず受けましょう。
	大腸がん検診 (40歳以上)	大腸からの出血の有無を便で検査します。近年、日本人の食事内容の欧米化に伴い、大腸がんが急増しています。40歳を過ぎたら、年に1回必ず受けましょう。
	前立腺がん検診 (50歳以上男性)	前立腺がんは、男性ホルモンがやや低下してくる50歳を越える頃から増加します。検査は、簡単な血液検査で、前立腺特異抗原(PSA)を調べます。健診会場で申し込みを受け付けます。
女性の検診	子宮頸がん検診 (20歳以上女性)	子宮頸がんは、最近20～30歳代からの発見が目立ちます。早期発見すれば、レーザー治療でその後の妊娠・出産も可能です。前年度受けた方は、翌年度連続して受診はできません。20歳から2年に1回検診を受けましょう。検診車による集団健診と、契約している医療機関による個別検診があります。問診・視診・細胞診を行います。
	乳がん検診 (40歳以上女性)	乳房のマンモグラフィ撮影を行います。40～50歳代の乳がん発生率は、この20年間で2倍に増加しています。前年度受けた方は、翌年度連続して受診はできません。40歳以上の方は、自己検診はもちろん、2年に1回はマンモグラフィ検査を受けましょう。
その他	成人歯科健診 (40～70歳の5歳刻み年齢) 後期高齢者歯科健診 (76歳・80歳)	むし歯と歯周病の予防には歯磨きなどの毎日の口腔ケアと定期検診が欠かせません。また、口腔機能の低下は、糖尿病の発症リスク、認知症の発症リスクを高めることがわかっています。町内の指定歯科医院で口腔内検査・問診・歯科保健指導が受けられます。この機会にぜひ受診しましょう。

■健康教育・健康相談・各種教室など

聖籠町の健康課題を住民の皆さんと共有し、健康づくりにつながるよう健康教育や健康相談を実施します。保健師、管理栄養士等が各地区へ出向きます。

■家庭訪問

皆さんのお住まいの集落には、地区担当保健師がいます。健診結果についての相談、生活習慣病等疾病予防のための相談、医療や介護の相談、こころの健康、家族の健康のことなど何でもご相談ください。また、栄養相談も個別に応じて、管理栄養士が対応します。併せてご活用ください。

■大人の予防接種について

定期接種については、町広報や個別通知でお知らせします。任意接種の助成制度および緊急対策的に実施されている定期接種については、町広報や個別通知でお知らせします。詳しくはお問い合わせください。

定期接種の種類	期間	対象者	自己負担
季節性インフルエンザワクチン	10月～3月	1. 65歳以上の者 2. 60歳以上 65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者	有
高齢者肺炎球菌ワクチン	通年	1. 65歳の者 2. 60歳以上 65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者 ※1および2の者であっても、これまでに肺炎球菌ワクチンを接種し、町の助成を受けている者は除く	有

■献血

皆さんが病気になったり、事故にあわれたりしたときの治療に使われる輸血用血液は、すべて善意の献血で得られた血液で賄われています。

役場での献血は、年2回実施しています。献血へのご協力をお願いします。

60 歳になったら

国民年金の受給

◆町民課 TEL0254-27-1952

■国民年金で支給する年金は

* 老齢基礎年金

保険料を納めた期間（免除期間を含む）が 10 年以上ある人に 65 歳から支給される年金です。

希望により繰り上げ、または繰り下げて受給することもできますが、繰り上げて受給するといろいろ制限がありますのでご注意ください。

その他に

- ・障害基礎年金
- ・寡婦年金
- ・遺族基礎年金
- ・死亡一時金

などがありますが、詳しくは役場町民課にお問い合わせください。

■年金を受ける手続きは

年金を受給するには、受ける権利があるかどうかを確認する裁定を受けなければなりません。町民課で手続きをしてください。厚生年金や共済年金に加入したことがある人は、新発田年金事務所（TEL0254-23-2128）で手続きをしてください。支給が決定すると、年金証書が送られてきます。

■年金を受けている人は

戸籍などに異動があったときは、届出が必要となります。

後期高齢者医療制度

◆町民課 TEL0254-27-1952

■後期高齢者医療

平成 20 年 4 月から、75 歳以上の方を対象とする独立した医療保険制度として「後期高齢者医療制度」が創設され、75 歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」の加入者（被保険者）となります。

* 対象者

- ・75 歳以上の方（申請不要）
- ・65 歳から 74 歳までの一定の障がいのある方（申請必要）

対象者は、現在加入している国民健康保険や社会保険などの健康保険から後期高齢者医療制度に移行することになります。

* 保険証

対象となる方には、新しい保険証がひとりに 1 枚交付されます。

お医者さんにかかるときは、町民課から届く保険証を医療機関に提示してください。

* 医療の給付

医療機関窓口での自己負担額は、1 割負担（現役並み所得者は 3 割）です。

高額療養費の自己負担限度額など、これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。

* 保険料

保険料額は、加入者の前年中の所得などに応じて個人単位で計算されます。

現在加入している医療保険の保険料の負担はなくなり、後期高齢者医療保険料を支払います。

保険料の支払いは、加入者全員が個人単位で納めます。原則として年金からの天引きとなります。

* 助成

人間ドックの助成を受けられます。

助成額 10,000 円を上限

申請方法 受診機関の領収書、健診結果、印鑑、振込先がわかるものを用意して町民課窓口で申請してください。

敬老会

町では、長年社会に貢献されたお年寄りを敬い感謝するため、75 歳以上（令和元年度から 71 歳以上とし、毎年 1 歳ずつ引き上げ、令和 5 年度から 75 歳以上とします。）の皆さんを対象にして、敬老会を開催しています。

対象者は、75 歳以上の人と開催年の年度中に 75 歳を迎える人です。対象者の方には地域の老人クラブ等を通して案内状をお届けいたします。

* 開催日 毎年 9 月中旬の平日

* 会場 町民会館

シルバー人材センター

◆新発田地域シルバー人材センター聖籠事務所

TEL0254-27-1644

シルバー人材センターは、定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と、福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした公益法人です。

■こんな仕事をしています

センターでは、地域における日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を、一般企業、家庭、役場などから有償で請け負っています。

主に庭木の剪定・雪囲い、襖・障子はり、大工仕事、清掃・除草、雑役などの仕事を請け負っています。

■あなたも健康維持のため会員になりませんか

聖籠町在住で、概ね 60 歳以上の健康で働く意欲のある方ならどなたでも会員になれます。会員の希望や能力に応じて仕事を提供し、その実績に応じて配分金を支払う仕組みになっています。

まだ働ける、働きたいと思っている皆さん、シルバー人材センターにお問い合わせください。